

○午前10時開議

○副議長（このの孝子君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○副議長（このの孝子君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

石 田 秀 男 君

石 田 ちひろ 君

ご了承願います。

○日 程

○副議長（このの孝子君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

昨日に引き続き一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

鈴木博君。

〔鈴木博君登壇〕

○鈴木博君 自民党・子ども未来を代表して一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

品川区の子育て支援について。

今、我が国では、子どもが急速にその姿を消しつつあります。昔は、品川区のそこかしこに子どもの遊ぶ姿が見られ、町中に子どもの笑い声があふれていました。今はまちで子どもの遊ぶ姿を見ることはほとんどなくなりました。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、平成29年推計によると、平成77年には日本の総人口は中位仮定で8,808万人、14歳以下の年少人口は898万人、10.2%に激減すると試算されています。内閣府からは、平成72年には出生数は48万人となり、現在の100万人から半減するという推計も公表されています。子どもの人口比が10%を切ると、子どもは異分子として社会から排除される異様な社会になるという警告もあります。日本の人口問題の核心は、高齢者の人口が増えることではなく、若年人口が減ることです。少子化、人口減少の行く末は、地方の消滅、縮小する経済、財政難から崩壊していく福祉国家の姿です。

一方、品川区においては、平成28年に発表された品川区人口ビジョンによれば、人口は中位推計で平成39年に37万4,752人まで増加し、以降、減少に転じます。年少人口は平成38年に4万7,006人をピークに、以降、減少に転じます。したがって、ここ10年間は高どまりの状態が続くと思われます。この人口推計に対する品川区のご見解をお示してください。

しかし、同時に行われた区民へのアンケート調査によれば、品川区への転入の理由に「出産や保育園入園」など、子育てを挙げた回答は少数でした。しかも、35歳以降や0～14歳は転出超過であり、子育て世代が実は区外に転出しているという結果が得られたのです。子育て世代が品川区に定着し、子どもを産み育てる強力な施策が必要だと考えます。

欧州では、フランスやフィンランドなど、子育て施策を強力に行うことにより、合計特殊出生率を

1.2から1.8まで引き上げた国もあります。そのための施策が切れ目のない子育て支援をめざす、しながわネウボラネットワークの構築であり、さらに強力に進めていかなければならない待機児童対策であり、きめの細かい在宅子育て支援であり、最も子育て家庭が熱望している病児保育の充実だと考えます。

以下、順にお尋ねいたします。

まず、ネウボラネットワークについてお伺いします。

母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センター——法律上は母子健康包括支援センター——を市区町村に設置することが努力義務となりました。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターを全国展開することが目標とされました。

品川区においては、平成28年から、全ての妊産婦や子育て家庭を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制によって、子どもが産み育てやすい環境をつくるしながわネウボラネットワーク事業が本格的にスタートしました。しながわネウボラネットワークの事業内容の説明と現在までの事業実績をお示しください。

「信頼」をつなぐネウボラ相談員は、事務事業概要によれば、保健師、看護師、保育士などが、相談、情報提供、関係機関の紹介、サポートプランを作成するとあります。高度な専門性が要求されると思いますが、相談員はどのような研修を受けるのでしょうか。児童センターと保健センターのネウボラ相談員の連携はどのように行われるのでしょうか。また、しながわネウボラネットワークにつながる医療機関、関係機関とのネットワークづくり、取り組みと進捗状況はいかがでしょうか。それぞれご説明をお願いいたします。

次に、病児・病後児保育についてお尋ねいたします。

病児保育は多様な保育サービスの一つに位置づけられています。平成20年に行われた内閣府の少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査でも、「待機児童解消のため、保育所の数と定員を増やす」に次いで、「病児・病後児保育の充実」は第2位であり、「延長保育の充実」、「一時保育の充実」、「休日保育の充実」、「夜間保育の充実」などより、はるかに高いニーズが示されました。

現在、子どもが急な病気になったとき、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病児・病後児保育は位置づけられています。子どもが病気のとときに保護者が看護休暇をとり、子どもの看病をすることは基本だと考えます。そのため、看護休暇を取得しやすくするなど、社会の働き方改革も非常に重要です。

それでは、看護休暇が取得され、親が子どもの看病ができるようになれば、解決なのでしょう。近年、病気の子どもの看病をできない親が増えています。自宅で病気の我が子の看病をしようにも、何をしたらよいかわからない親が増えているのです。そのため、子どもが一旦病気になると、親子関係、家族関係が直接的な危機になるケースも見られます。

きちんと病気の親子を受け入れ、身体的にも精神的にも社会的にも子どもを守り、親を支えるトータルケアが行えるセーフティネットが求められています。病児保育こそ、その役割を担う存在だと確信します。病児保育を就労支援という観点だけではなく、子育て支援施設として位置づけるべきと考えますが、区のご見解はいかがでしょうか。

平成29年度、病児保育施設の1施設の定員増加は、長年、病児保育の充実を求めてきた要望の一部が実現したのものとして、高く評価いたします。しかし、病児保育所は、いつでも必要なときに利用できる存在であるからこそ安心なのです。品川区の病児保育所で今必要なのは、医師によりしっかり管理され

た施設の数を増やすことです。病児保育所の増設に対する区の見解、取り組みをご説明ください。

また、病後児保育所は、病気の回復期の子どもを預かる施設です。病気の回復期に限定されているため、利用者は多くありません。平成26、27、28年の利用人数は、事務事業概要によれば、836人、829人、590人と減少し続けています。利用者からは病児保育との違いがわかりにくいという声もあるようです。病後児保育所の現状について、ご説明をお願いいたします。

病後児保育所は思い切って廃止し、条件の整ったところは病児保育所に転用する。そして、公設民営の病児保育所を開設し、幅広い病児を受け入れる。また、昭和大学病院、N T T東日本関東病院など、基幹病院に事業所内保育所と併設の形で病児保育所の開設を働きかける。従来の診療所併設型の病児保育所は施設を増やし、地域ごとに展開し、軽症な病児を受け入れる。このような病児保育の充実こそ、子育て家庭の熱望に応える施策と考えますが、区のお考えはいかがでしょうか。

次に、保育所における感染症対策についてお尋ねいたします。

厚生労働省は平成21年8月に、保育所における感染症対策ガイドラインを公表し、保育所における感染症対策を示しました。ここ数年、品川区に限らず、保育所では特定の感染症が爆発的に流行しています。ことしの夏は手足口病が大流行し、今現在はRSウイルス感染症が流行しています。

手足口病は、発熱と、手足と口の中に水疱ができる夏風邪ですが、症状がおさまった後も便から数週間はウイルスの排泄が続きます。保育所における感染症対策ガイドラインでは、登園の目安は、「発熱がなく、ふだんの食事ができること」であり、流行阻止を狙っての登園停止はウイルスの排出期間が長く現実的ではないため、登園許可証は必要ないとされています。

しかし、保護者に登園許可証の提出を求める保育所があるようです。これは、保護者に余分な労力と費用を求めることになり、好ましいことではありません。また、医療機関の側からも、このような保育所の過剰な対応に対し、区に指導を求める声が上がっています。

さらに、園児が感染症を発病すると、健康な兄弟に対しても登園を自粛させる指導が一部で行われています。病気の子どもの看護だけでも大変なのに、元気な兄弟のお世話まですることになると、保護者の負担は過重になります。また、未感染の兄弟に感染させる可能性も心配です。登園の扱い、保育所への感染予防の指導について、区の対応をご説明ください。

待機児童解消のために、品川区は保育所を積極的に誘致・開設してきました。この積極的な待機児童対策は高く評価されると思います。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条1項で、保育所は嘱託医を置かなければならないことになっています。現在、保育所が急増したために、嘱託医のなり手不足が深刻になっています。今後、嘱託医が小児科医ではない保育所も増えると予想されるため、ブロックごとに小児科医や関係機関が協力し、感染症対策、サーベイランスを行う協議体を立ち上げることを提案しますが、区のご見解はいかがでしょうか。

杉並区は平成19年から子育て応援券を発券しています。これは、一時保育など、有料の子育て支援サービスに利用できるチケットを区が発行し、子育て家庭に配布するものです。品川区では1万円のクーポン券配布を始めましたが、物品購入だけでなく、保育所の一時利用や、さまざまな育児サービスの利用、インフルエンザワクチンの接種費用などにも使用できるよう、利用できるサービスを拡大すれば、子育て家庭にとって非常に喜ばれるのではないのでしょうか。子育て応援券の発券を再度区に要望したいと思いますが、区のお考えはいかがでしょうか。

2、品川区の感染症対策について。

次にまず、予防接種についてお伺いいたします。

平成29年7月、WHO、世界保健機関は、「予防接種についての10の事実」という声明を出しました。「単一の健康予防で、ワクチン以上に費用対効果の高い介入方法はありません。数多くの感染症の予防と制御に対して、予防接種に価値があることを、国際社会は支持してきました」という前文で始まり、ワクチンの効果を示す10の事実が記されています。ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぎたい、これは、子どもの健康と幸せを願う全ての小児科医の悲願です。

しかし、ことしのヨーロッパにおける麻疹の流行のように、ワクチン接種率95%を維持しないと流行を抑え込むことはできません。したがって、不断の啓発と接種勧奨の努力を続けていかなければならないのです。品川区の予防接種の啓発の取り組みと、接種率の低下が現在問題になっている麻疹・風疹混合ワクチン、MR2期に対する接種勧奨について、ご説明をお願いいたします。

平成29年9月、日本耳鼻咽喉科学会は、全国5,600の耳鼻科医療機関に調査を行い、平成27年から2年間にわたる風邪の後遺症であるムンプス難聴の発生数を公表しました。その調査では336人に難聴が見つかり、うち高度難聴が261人、両耳の難聴が14人、人工内耳、補聴器使用が必要になった例もあったそうです。年齢分布では、10歳未満が151人、10代が69人で、若年者が半数以上を占めていました。この結果に、守本倫子耳鼻咽喉科学会乳幼児委員長は、「おたふく風邪は自然にかかっていたほうが良いといううわさは間違っている。ワクチンの定期接種化を進め、難聴になって後から苦しむ人をなくしたい」と述べています。

平成19年4月から、品川区は、おたふくワクチン、水ぼうそうワクチンの接種費の助成を始めました。この当時は、まだ予防接種の重要性が社会的にあまり認識されておらず、予防接種といえば、その効果よりも副作用を声高に問題視する一部の風潮もある中で、この決定は品川区の保健衛生行政の見識の高さを示すものとして高く評価されています。しかし、おたふくワクチンは、現在まだ任意接種のままです。我が国では先進国で唯一、おたふくワクチンの定期接種を行っていない国になってしまいました。品川区のおたふく風邪の患者報告数と、おたふくワクチンの接種費用助成件数をお示しください。

昨年は全国的におたふく風邪が流行し、品川区でも、東京平均よりは少ないものの、一定の患者が発生しました。おたふくワクチンは1回接種で患者が90%、2回接種で99%減少すると言われていますが、この結果を見ると、おたふくワクチン1回接種では、残念ながら流行を抑え込めないようです。おたふく風邪にかかることは難聴の子どもを増やすことになるのです。

おたふくワクチンもMRワクチンと同様、1歳、5歳の2回接種が必要だと考えます。おたふく風邪の流行を抑え込むために、おたふくワクチンの接種費用助成を現行の1回から2回に増やすことを要望いたします。既に中央区ではおたふくワクチンの接種費用助成を2回に増やしています。品川区もぜひ2回助成を開始し、その保健衛生行政の見識の高さをいま一度全国に示していただきたいと希望しますが、区のお考えはいかがでしょうか。

次に、母子感染症として先天性風疹症候群についてお尋ねします。

妊娠を希望する夫婦等に対する風疹抗体検査と予防接種の接種費用助成が平成29年度も継続されたことは高く評価いたします。東京都福祉保健局のホームページを見ますと、大人の方への風疹予防接種事業として、接種対象者は19歳以上、妊娠を予定又は希望する女性、検査で接種が必要と認められた者となっており、具体的には（1）都、特別区又は保健所設置市が実施する風疹抗体検査により、抗体価が十分でない者、（2）妊婦検診において、風疹抗体価が十分でない者、（3）その他区市町村が認める方法により抗体価が十分でないことが確認できた者とされており、風疹ワクチンの接種の有無は必須条件に入っておりません。

品川区では、風疹ワクチンを1回接種したにもかかわらず妊婦健診で風疹抗体価が低いことがわかり、出産後、ワクチン接種を勧められた接種希望者にも、現在の風疹抗体検査と予防接種の費用助成事業では、ワクチンを接種しているために接種費用は助成されません。この東京都の風疹予防接種事業の対象者認定を区はどのように評価されているのでしょうか。少しでも風疹に対する感受性を減らすため、東京都に準じた対応をお願いしたいと思いますが、区のお考えはいかがでしょうか。

次に、性感染症のうち梅毒についてお伺いします。

現在、我が国では梅毒の流行がとまりません。梅毒は、梅毒トレポネーマによる性感染症で、HIV感染症と合併しながら世界中で流行が続いています。我が国においては平成22年から増え出し、平成26年ごろから急激に届け出患者数が増加しました。平成27年には届け出数が3,697例、28年には4,559例と激増し、ことしは1-6月で既に2,613例が報告されています。

梅毒は全数報告対象5類疾患で、保健所に届け出義務がありますが、診断されていない例や届け出されていない例が多く、患者の実数は届け出数の数倍に及ぶと言われています。感染した妊婦から胎児が胎内感染する先天梅毒も、日本産婦人科化学会の調査では、平成23年から27年で21例見つかри、うち5人が死亡、4人に後遺症が残ったそうです。しかも、ほとんどが未治療でした。

梅毒患者の最も割合の高い年齢群は、男性では40から44歳、女性では20から24歳で、特に女性の報告数は平成22年から平成27年までの間に約5倍に増えています。性行為で感染しますが、症状のはっきりしない例も多く、検査をしない限り診断がつかないことも少なくありません。また、感染力が極めて強いので、一般社会に梅毒が蔓延する危機が目前に迫っているのです。梅毒流行に対する品川区の認識と、現在の感染対策につき、ご説明ください。

3、品川区の教育について。

健康教育について。

引き続き梅毒について取り上げます。梅毒の若年者における流行に関して、中学生、高校生への性教育は決定的に重要だと考えます。なぜならば、セクシャルデビューを果たす前にしっかりと性感染症予防教育を中高生に行うことが、梅毒をはじめとする性感染症の流行を抑える防波堤になると考えるからです。現在の品川区の中学校、義務教育学校における性教育の実施状況と、性感染症に触れた授業についてご説明ください。

国立保健衛生科学院、今井博久研究官は、平成24年に、ある県の高校生5,598名を対象に無症候クラミジア感染の疫学調査を行い、高校生のクラミジア感染率は実に約10%だったと報告しました。さらに、クラミジア感染の危険因子として、性的パートナー5名以上、初性交年齢が中学生の2点を挙げ、性感染症に対する予防教育は、高校2年から3年では既に遅く、中学3年か高校1年を対象とすべきだと述べています。

性感染症は、正しい知識と予防法、もしも罹患した場合は早期発見、早期治療が重要であることを、セクシャルデビュー前の中学生に性教育としてしっかりと教えることが大切と考えます。梅毒の大流行という状況下で、学校現場で、例えば校外の医療関係者による性教育の授業などは行われているのでしょうか。また、養護教員が性教育を行うとなると、研修等はどのように行われるのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

最後に、新学期が始まり、また不登校が増える時期となりました。今の時期の子どもとのかかわりが決定的に重要と考えますが、品川学校支援チーム、ハーツの具体的な活動内容、その実績についてお示しください。この質問は今後も継続してまいります。

子どもは未来であり、希望そのものです。品川区の子どもと保護者のための医療・子育て支援施策がさらに大きく広がることを期待して、今年度の私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。
(拍手)

[区長濱野健君登壇]

○区長（濱野健君） 私からは、子育て支援についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、国の人口推計に対する区の捉え方ではありますが、国の将来推計によると、年少人口は今後半世紀にわたり減少し続けるとしており、長期的には社会保障や次世代の担い手などへの影響は大きいと認識しております。品川区の人口は、ご指摘のとおり、この先10年程度は増加傾向の後、減少するものと想定しており、区政運営への影響を十分に注視していくことが必要と考えております。

次に、ネウボラネットワークの事業内容ですが、全ての妊産婦と子育て中の保護者に身近な相談の場を提供するほか、産後ケア事業や子育て情報の発信を中心に展開をしております。昨年度の相談実績ですが、保健センターの妊産婦ネウボラは妊娠届け出数の約7割に当たる3,194名、児童センターの子育てネウボラ相談は1,092名で、今年度も前年の同時期を上回る相談実績で推移をしております。

次に、相談員の研修ですが、妊産婦ネウボラ相談員は、妊娠中の母体や心の変化、疾病を持つ妊産婦への対応等の研修を、子育てネウボラ相談員では、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーが相談員の資質向上を図っております。さらに、相談員会議を開催するなど、情報交換と相互の連携に努めております。

医療機関とのネットワークづくりにつきましては、保健センターが、医療機関との連携により、産後の育児に不安を持つ母親に対して出産直後から支援しているほか、必要な方には産後ケアを紹介するなど、関係機関との連携に取り組んでおります。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長よりお答えを申し上げます。

[子ども未来部長福島進君登壇]

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、子育て支援についてのご質問のうち、病児・病後児保育等についてお答えいたします。

まず、病児保育ですが、区では、子どもの看護は保護者が行うことを基本と考えており、就労支援の観点から、保育園等の在園児を自宅で看護することが困難な場合に、医療機関で病児保育を行っています。病児保育事業の在宅子育て世帯への活用につきましては、さまざまな課題がありますので、今後の研究課題とさせていただきます。

病児保育所の増設については、子ども・子育て計画で定めているニーズ量から、増設が必要な状況ですので、今後も開設を進めてまいります。なお、平成30年4月から新たに病児保育室を大井2丁目に1施設開設する予定です。

病後児保育の現状ですが、乳幼児の病状は不安定なこともあり、看護師が対応する病後児保育ではなく、医療機関に併設している病児保育を希望する保護者が増え、病後児の利用は減少傾向にあります。病後児保育施設の廃止と病児保育のネットワーク構築については、利用者のニーズ等を調査し、検討してまいります。

次に、感染症の対策についてですが、区においても感染症対策ガイドラインに基づき、登園の判断や園運営を実施しております。今後も各種研修や施設紹介等を通じ、過剰な対応の防止と適切な運営および感染症予防指導に努めてまいります。また、兄弟のいずれかが病気を発症した場合の未発症児の登園ですが、保護者の要望により登園を認めておりますので、改めて全園に周知徹底を図ってまいります。

医療機関と連携したサーベイランスの協議体については、私立保育園の園医の状況等を確認し、必要性を含めて検討してまいります。

次に、在宅子育て支援についてですが、区はこれまで、オアシスルーム、子育て交流サロン、子育てに関する各種講座、産後家事育児支援ヘルパー助成などのさまざまな事業を無料または利用者負担を低く抑えて実施してまいりました。応援券につきましては、区事業と給付サービスのあり方について、既存事業を見直す中で検証し、発行の必要性を検討してまいります。

〔品川区保健所長西田みちよ君登壇〕

○品川区保健所長（西田みちよ君） 私からは、感染症対策のご質問について順次お答えいたします。

まず、予防接種についてですが、区は定期予防接種の予診票を接種時期に合わせて個別に発送しており、麻疹・風疹第2期以外の予防接種については、95%以上の高い接種率を維持しております。小学校就学前1年に接種する麻疹・風疹第2期の接種率は9割ほどですが、就学時健診時の周知だけでなく、未接種者について2月に個別通知をし勧奨を行うことで、接種率はここ数年少しずつ向上しているところです。

次に、流行性耳下腺炎についてですが、品川区の過去3年の患者報告数は、平成26年は21件、平成27年は53件、平成28年は158件となっており、昨年の全国的な流行に伴い、区においても患者報告数は増加いたしました。また、予防接種の助成件数は、平成26年度3,210件、平成27年度3,372件、平成28年度3,441件となっており、接種率は90%以上となっております。流行性耳下腺炎ワクチンについては、現在、国が定期接種化に向けて検討をしており、小児科学会では2回接種を推奨していることは認識しております。費用助成の回数増については、今後、国の動向等を見ながら検討してまいります。

次に、先天性風疹症候群対策についてですが、都の対策はワクチンの接種歴を問わない要件ですが、対象者は女性のみです。一方、区はワクチン接種歴の要件はありますが、女性だけでなく男性も対象として実施しております。風疹ワクチンの接種歴が1回で抗体価が低い人への対策につきましては、今後、対象者の要件を検討してまいります。

最後に、梅毒についてですが、梅毒は若い世代を中心に急増しており、無症状で進行することも多く、後遺症やHIVにかかりやすくなるなど、多くの問題が指摘され、区としてもその予防対策の重要性は認識しております。現在、区は性感染症についての相談および検査を保健センターで毎月実施しております。全国的に患者数が増加していることを踏まえ、保健所、保健センターにおいては、パンフレット等を置くほか、エイズ予防月間に合わせてポスター掲示し、周知を行っています。今後も、ホームページへの掲載やイベントなどを通じて、引き続き普及啓発に努めてまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教育についてお答えいたします。

まず、性教育ですが、学校では児童・生徒の発達段階に合わせ、体育・保健体育科において、4年生で「思春期に起こる体の変化」を2時間、6年生で「病気の予防」を1時間、7年生で「性意識の変化や性情報への対処と行動」を3時間扱います。性感染症に関しては、9年生を対象に「性感染症とその予防」として、梅毒をはじめ、主な性感染症の特徴や予防の方法等、具体的な内容を3時間学んでおります。

学校の授業は、学習指導要領に基づき、担任や保健体育科の教員および養護教諭が指導しています。校外の医療関係者としては、保健センターの協力により、保健師を講師に招いた例がございます。

養護教諭の研修といたしましては、日本学校保健会等が主催する公開講座への参加や、教育会の養護

教諭部会での情報共有などがあり、専門性の向上に努めているところでございます。

次に、子どもの心を支える体制についてのお尋ねですが、現在、ハーツは、いじめや不登校等、指導上の諸課題に対し、学校と情報共有を図り、医療や福祉、警察等、専門機関とも連携しながら、子どもや保護者への支援を行っております。

昨年度、ハーツが訪問した家庭は延べ425件、対応したケース会議は129回に上ります。具体的には、子どもへの支援を進める中で、悩みを抱える保護者への面談を継続しながら、保健センター等の関係機関へつなげるなど、家庭への働きかけを行っております。

今後とも、多様な課題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った支援を充実させてまいります。

○副議長（こんの孝子君） 以上で鈴木博君の質問を終わります。

次に、松永よしひろ君。

〔松永よしひろ君登壇〕

○松永よしひろ君 私は、民進党・無所属クラブを代表し、一般質問を行います。

初めに、誰もが住み続けたいまちづくりについて伺います。

全国で、グローバル化の進展を踏まえた家庭、学校、職場、地域社会など、人権課題に対する理解を深め、共生社会を実現するための啓発活動が進められております。本区でも、誰もが生活しやすいまちづくりの推進を実現するため、言葉の壁、交流の場、公共施設的环境等の整備を行い、全ての人にやさしいまちづくり、いわゆるユニバーサルデザインが推進されております。ユニバーサルデザインの取り組みは、差別解消や参加の機会の平等ということにとどまらず、新たな活力の発掘や魅力の発信にもつながると考えます。

そうした中、地域や団体の方々から、誰でもトイレや公衆トイレがどこにあるのかわからないといった意見などを伺っております。そこで、こうした意見を踏まえ、本区の公衆トイレ、誰でもトイレの設置場所をガイドマップに掲載されることで、バリアを少しでも取り除くことができると考えますが、本区のご意見をお知らせください。

次に、ダイバーシティについて伺います。

東京都では、女性、男性、子ども、高齢者、障害者、そしてLGBTなど、誰もが希望を持って生き生きと生活でき、活躍できる都市「ダイバーシティ」の実現に向けて、さまざまな取り組みが行われております。また、企業では、ダイバーシティ経営が進んでおり、多様な人材を活用し、企業の競争力を高めようという動きが見られます。以前、マスコミ報道でもありましたが、パナソニック株式会社は、社内ルールを変更し、同性カップルを結婚に相当する関係と認める方針を固め、社員の行動指針も見直し、LGBTを差別しない姿勢を明確化することとなったそうです。

経済産業省では、ダイバーシティ経営によって企業価値向上を果たした企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」事業を行っております。ダイバーシティ経営には、先ほど述べました視点に加え、イノベーションの創出効果なども期待されております。そこで、本区におけるダイバーシティの取り組みについて、高齢者や障害を持った方々が働ける環境づくりについて、どのような対策を行い、また、今後、高齢化が進んでくることを踏まえ、どのように推進されていくのでしょうか、お知らせください。

次に、LGBTについて質問をいたします。

若いLGBTの中には、将来に不安を抱えている方が多く、その不安を少しでも取り除くため、「結婚に相当する関係」を認める証明書を出されている自治体が増えてきております。23区内では、渋谷区、世田谷区、全国では、宝塚市、那覇市などがパートナーシップに関する要綱を発表されております。そ

それぞれの自治体の条件や内容については異なる部分がありますが、大きな第一歩であり、また、自治体が最初の一步を進めることで、性的マイノリティーの方々が生きづらい社会から、互いに認め合う社会へ変わっていくのではないかと考えます。

しかし、同性パートナー証明書には、健康保険、労働災害の遺族補償年金、育児休業、介護休業の申し出など、社会制度上では配偶者と同等の地位が認められておりますが、税制面では認められておらず、各種所得控除等の適用を受けることができていないのが現状です。

一方、海外では、同性パートナーシップ制度や平等な婚姻が認められている国は、相続、税制、社会保障に係る全ての権利を同性カップルに対しても認める、または認める方向で動いています。こうした方向性を鑑み、差別を撤回していかなければならないと考えます。

そして、渋谷区では、少しでも差別をなくすため、LGBTのカップルを異性カップルと同等に扱うことを区民や事業者に協力を求め、その協力を反した場合、渋谷区によって事業者を公表するという項目が盛り込まれております。

また、こうした背景のもと、ことしの7月に、「LGBT自治体議員連盟」が発足されました。多くの議連の趣旨に賛同する県議や市区町議員が参加され、性的少数者の人権を守る条例や施策を、地方議会を通じて全国の自治体に広げていくことをめざす動きが出てきております。

そして、世界でも、2013年にロシアが同性愛宣伝禁止法を制定した際、世界規模で抗議行動が広がり、2014年のソチ五輪のボイコット騒動へと波及したため、2014年に国際オリンピック委員会は、オリンピック憲章に「性的指向による差別の禁止」が明記され、そして、ことしの3月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード」の中にも、性的指向・性自認に関する差別の禁止が盛り込まれております。

本区では、ホッケー、ビーチバレー競技が行われることもあり、今後、取り組んでいかなければならない課題だと考えますが、本区として、こうした動きを踏まえ、同性パートナー証明書、税制面での対策など、どのように推進されていくのか、今後についてお知らせください。

次に、いじめ問題について質問いたします。

2017年3月に発表がありました、LGBTの方を対象にした調査が、ライフネット生命保険の委託により、宝塚大看護学部の日高教授が2016年7月15日から10月31日の期間、LGBT当事者の意識調査が実施されました。対象者は、インターネットを通じて全国の10歳から94歳の性的少数者の方で、約1万5,000人の回答を得ております。

調査の中で、半数以上が学校生活でいじめを経験し、うち7割近くが「先生はいじめの解決に役立たなかった」ということが明らかになりました。これは、学校現場に正しい知識や情報が広がらず、教師も対処し切れていない状況にあるという結果です。また、「職場や学校で性的少数者について差別的発言を聞いたことがある」という人は72%に上り、10代が77%、20代が75%、30代が70%、40代が69%、50歳以上が64%と、若い世代ほど高い確率になっております。

この結果について、学校生活で同性愛について「一切習っていない」とした人は68%、「否定的な情報を得た」とした人が17%、「肯定的な情報を得た」とした人が7%という結果でした。また、「自傷行為の経験がある」と回答した人は全体の10%、「気分の落ち込みや不眠などで心理カウンセリングや精神科などを利用した経験がある」と答えた人が32%に上り、生きづらさを抱える様子がうかがえ、そして、質問項目の中には、親へのカミングアウトのこともあったと答えた人が22%でありました。

この結果から、いじめ被害や不登校の児童・生徒の中には、高い割合で性的少数者がいるはずであり、学校現場は困難を抱えた子どもたちを守るべく行動をしていかなければなりません。国でも、「いじめ防止等のための基本方針」改訂案に、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」と明記されました。こうした動きを踏まえ、本区では、教職員、生徒、保護者に対して、どのような働きかけ、また、どのような教育を行っているのかお知らせください。

次に、水辺環境を活かしたまちづくりの推進について伺います。

本区は、東京湾に面して勝島運河、京浜運河があり、また、目黒川、立会川が区内を横断しているなど、水辺資源に恵まれております。この水辺環境を活かしたまちづくりは、本区の観光振興や防災の観点からも価値ある取り組みであると考えます。

その価値を生かす例として、水辺観光を活性化させるための栈橋について、最寄り駅から栈橋までの誘導標識の設置や、案内所にトイレ等の一体的な整備、また、条例改正が必要となりますが、ボードウォークに常時、カフェスペースが設置できるようにすること、目黒川にかけられている橋、栈橋などにライトアップをするなど、多くの水辺環境を活性化させる方法が考えられますが、本区において、今後、水辺を活用した取り組みについて、どのように推進されていくのかお知らせください。

あわせて、防災の観点からも、運河や河川を輸送手段などに活用できるよう、消防署等と連携し、今後、水辺を利用した防災訓練をさらに進めるべきだと考えますが、本区の考えをお知らせください。

次に、眼科検診について伺います。

高齢化が急速に進む中、健康を維持していくため、さまざまな検診を行い、早期発見が必要だと考えております。本区では、がん検診や成人病等の早期発見を目的としたさまざまな検診が行われておりますが、眼科検診におきましては現在行われておりません。まず、眼科の成人病では、白内障、緑内障、加齢黄斑変性、糖尿病網膜症などが知られております。中でも緑内障は潜在患者数が多いと言われておりますが、早期発見の機会が少なく、ある程度進行してから発見されるケースが多いというのが現状です。

また、視覚は直接生命にかかわることはありませんが、視力障害は日常生活や社会活動を著しく不自由にさせ、精神的にもかなりの負担を強いることが推測されます。他の自治体では、そこに着目し、緑内障検診が実施されているほか、他の成人病発見にもつながると言われ、実施されております。

区民が安心する上で、健康寿命の増進、高齢者医療対策にも寄与するものと考えますが、本区は眼科検診についてどのように考えているのかお知らせください。

次に、防災対策について伺います。

国は、先月の29日、今月の15日、北朝鮮による弾道ミサイル発射情報を受け、北海道、東北各県に全国瞬時警報システムであるJアラートを発信されました。その際、道、県民の方々は、初めて聞く警報音に戸惑い、「どこに避難しなければならないのか」、「頑丈な建物や地下にと言われても、周りにはないときはどうすればいいのか」などの声も上がっておりました。

こうした課題を受け、青森県では、県有施設付近にいた場合、緊急的に避難できるような体制を検討していかれるそうですが、現段階では、「県有施設を避難場所という位置づけにすると、無理にでも避難してくる可能性がある」としており、まずは近くの建物への避難などを呼びかけていくそうです。

宮城県では、県ホームページに、赤字で「重要なお知らせ」として、「弾道ミサイル落下時の行動等について」を掲載し、国の「国民保護ポータルサイト」などの情報を紹介し、避難者受け入れにつきま

しては、「自然災害と同様に県有施設の各管理者の判断になる」としております。

このように、各自治体によって避難の仕方はさまざまであります。そこで、本区として、弾道ミサイルによるJアラートが発信された場合、どのような対応をされるのでしょうか。また、本区独自の弾道ミサイルに関する避難マニュアルはあるのでしょうか。あれば、その内容についてお知らせください。なければ、いざというときに区民の命を守ることができないと考えますが、本区の考えについてお知らせください。

次に、避難訓練について伺います。

先日、北朝鮮の建国記念日前に、千代田区の小学校では、Jアラートを使用した避難訓練が行われました。こうした動きが全国各地で取り組まれております。この訓練の目的は、国から弾道ミサイルに係る情報が伝達された場合、どのような情報が伝達され、どのような行動をとるべきか、また、屋内避難が必要であることなどにつきましても、理解を深めることとして実施されました。

本区においても、都市部ということもあり、こうした避難訓練は重要だと考えます。特に、学校以外の高齢者施設、区が保有する施設等でも、避難訓練や避難方法の周知が必要だと考えますが、本区の考えをお知らせください。

次に、前回の決算特別委員会でも質疑いたしました、ペットの同行避難の仕方について伺います。

国、または本区でも、東日本大震災以降、同行避難を推進しておりますが、現状では、ペットの同行避難が難しい自治体がまだ多くあります。

本区では、同行避難について、本区独自のマニュアルはないとの回答でしたが、現在の状況についてお知らせください。また、今後も、ペットとの同行避難を推進する周知が必要であると考えます。そこで、周知方法として区民が利用される施設、例えば、しながわ防災体験館、動物病院など、関係機関に資料等の配布を行うなどの周知が必要だと考えますが、本区の考えについてお知らせください。

次に、公契約条例について伺います。

公契約については、近年、委託企業間の価格競争が激化し、そのことによって落札額の低下が進み、また、サービスの質の低下やそこで働く労働者がワーキングプアとなる労働条件の悪化が問題となっております。建設業では、「低価格での契約が横行し、現場では利益確保のため少人数となり、個々の労働条件が悪化してしまう」、また、「元請から下請、孫請へと各段階で経費が引かれ、労働者はその賃金では生活できない」、そして、「若年者の建設業への就労にも影響が出てきている」と伺っております。

そこで、世田谷区では、2016年度より労働報酬下限額が取り決められ、予定価格3,000万円以上の工事契約については、公共工事設計労務単価の85%相当額とし、区および事業者の責務となるよう対策がとられております。

また、目黒区では、公共工事や公の委託業務を受注した企業が労働者に支払う賃金の最低基準を保証する公契約条例の制定に向けた検討が進められ、このほど、条例に規定する項目や論点などを整理した中間まとめである「公契約条例制定の検討について」を作成し、区内業者など約260社へアンケートによる意見聴取が行われ、11月の第4回区議会定例会に条例案が提出される予定です。

一方、課題として、労働報酬下限額以上の賃金支払いや労働報酬台帳の提出など、事業者の負担が増えるほか、区の事務量の増大といったことなどが挙げられますが、こうした他の自治体の動向も踏まえ、本区はどのような考えがあり、また、今後の方向性についてお知らせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、ユニバーサルデザインの取り組みについてお答えを申し上げます。

品川区ガイドマップにおけるトイレの設置場所の掲載につきましては、誰でもトイレを含めた車椅子対応トイレの設置場所を表示しております。今後とも、ユニバーサルデザインを推進する観点から、周知方法の充実とわかりやすい表記を工夫してまいります。

次に、ダイバーシティについてお答えを申し上げます。

区では、品川区就業センターにおいて、サポしながわやハローワークと連携し、高齢者や障害者に対する就労支援を行うとともに、区内中小企業を対象とした「ダイバーシティ推進セミナー」等を通じ、普及啓発に努めております。また、就業支援コーディネーターを派遣し、各企業の実情に応じた人材活用の提案を行うなど、きめ細やかな支援の取り組みも開始しております。

高齢化の進展による労働力の減少も懸念される中、引き続き、国や関係機関との連携を深め、より効果的な事業の実施に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長等よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、LGBTおよび公契約条例についてお答えいたします。

区では、人権尊重都市品川宣言にのっとり、性別や外見に捉われることなく、区民一人ひとりがお互いに尊重し、人間として認め合い、偏見をなくして正しく理解することが重要だと考えております。

婚姻は両性の合意に基づいて成立すると憲法において規定されており、同性パートナーシップの証明書については、その法的効果も含め、慎重に議論していくべき事柄であります。税制面の対応とあわせて国の動向を注視してまいります。

区といたしましては、LGBTの人々が差別を受けない社会を形成していくことが重要と考えます。区民をはじめ、区内企業関係者や地域の方々への理解を深め、あらゆる人々への差別や偏見を解消するために、さまざまな機会を通じて啓発事業に力を入れてまいります。

次に、今後の取り組みについてですが、同性カップルが広く受け入れられる社会を醸成していくことが大切です。そのために、社会の動向や他自治体の取り組み等の情報収集に努め、LGBTへの理解をさらに深めるための研修や講演会を実施し、意識啓発に努めてまいります。

次に、公契約条例についてですが、区ではこれまで、最低制限価格制度や価格以外の要素も評価して落札者を決定する総合評価方式の導入などにより、ダンピング受注を排除し、労働者の賃金や労働条件の確保に努めてまいりました。賃金等の労働条件は、関係法令に基づき、労働者と使用者が対等な立場で定めることが原則であることから、現時点では公契約条例を策定する考えはございませんが、今後とも入札・契約制度の改善を進めるとともに、法令遵守の徹底に取り組んでまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、学校でのいじめ問題についてお答えいたします。

区教育委員会といたしましても、LGBTによりいじめが発生する可能性があることは十分認識しております。そのため、教員に対しては、リーフレットの配布や人権同和教育研修会等における講義を通してLGBTについて周知し、性に関する理解を深めております。また、巡回相談員やハーツ等による学校への助言により、児童・生徒個々の実態に沿った、きめ細かな配慮ができるよう努めています。

児童・生徒には、市民科の「差別や偏見をなくそう」や「相手を認めることの大切さ」等の単元を通して、LGBTに限らず、誰に対しても公正・公平に接することができるよう指導しています。保護者

に対しましても、人権教育を扱った市民科の地区公開講座等で、差別や偏見に関する理解・啓発を図るとともに、個別の相談体制整備を進めております。

今後も、児童・生徒が互いに多様なあり方を認め合えるよう、教育環境の充実を図ってまいります。

〔防災まちづくり部長松代忠徳君登壇〕

○防災まちづくり部長（松代忠徳君） 私からは、水辺環境を活かしたまちづくりについてお答えいたします。

区は、運河や河川などの水辺を貴重な資源と位置づけ、活性化に向けて積極的に取り組んでいます。

橋や栈橋のライトアップにつきましては、昨年引き続き、目黒川において期間限定でライトアップを行う予定です。「目黒川みんなのイルミネーション」と開始時期を合わせ、ライトアップによる効果を検証するため、昨年とは一部異なる橋を対象に実施してまいります。

天王洲地区においては、本年3月、東品川二丁目の清掃作業所前に、小型船が着岸できる浮き栈橋を整備しました。現在、栈橋の照明設備や待合所の整備を進めており、10月中旬の供用開始を予定しております。

目黒川では、五反田リバーステーションとして、浮き栈橋の整備を進めてまいります。平常時は、五反田地区の舟運およびにぎわいの拠点として、また、災害時には防災栈橋として活用するものです。周辺の公園と一体となった整備や、栈橋までの案内の設置など、地元の意見や関係機関と調整を行いながら設計を進めており、平成31年末の完成を予定しています。

次に、水辺を利用した防災対策についてですが、運河・河川が、救出・救護や物資の輸送などのルートとして活用できるよう、防災栈橋の整備を進めるとともに、警察や消防と連携した対策を今後も進めてまいります。

〔健康推進部長西田みちよ君登壇〕

○健康推進部長（西田みちよ君） 私からは、眼科検診に関するご質問にお答えいたします。

眼科疾患の一つである緑内障は、年齢とともに罹患率が高くなりますが、自覚症状が少なく失明に至ることもあるため、検診は早期発見に有効であると考えております。また、目の疾患は生活の質にも大きく影響することから、先行実施自治体の取り組みを注視していくほか、検診の効果的な対象年齢や実施方法などについて研究を進めてまいります。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、防災対策についてお答えします。

初めに、弾道ミサイルによりJアラートが発信された場合の対応についてですが、開庁時においては、危機管理業務および防災業務を担当する職員により、情報収集や問い合わせ等の初期対応を行うとともに、飛翔方向によっては避難の呼びかけなどを行うこととしております。閉庁時においては、宿日直職員と災害監視業務従事者による初期対応を実施するとともに、担当職員の参集による初動対応を行う本部の設置や所要の対応を行うこととしております。

弾道ミサイルに関する避難マニュアルについては、品川区国民保護計画に記載されている「弾道ミサイルが発射された場合の措置」をマニュアルとして捉えており、その内容は、当初の避難方法や着弾後の区の措置などです。

次に、Jアラートに関する避難訓練についてですが、重要なのは伝達された情報に応ずる避難方法を十分に周知することであると認識しております。現在、区のホームページを通じて周知しているところですが、今後、高齢者施設における避難訓練など、さまざまな機会を捉え、広く周知してまいります。

次に、ペットの同行避難についてですが、区では避難所ごとにペットの避難に関する対応を、それぞれの避難所の広さ、施設配置などの状況に応じて作成することとしております。環境省が既に、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成しておりますので、これに基づき、具体的な対策が避難所運営マニュアルに明記されるよう取り組みを進めているところです。

また、ペットの同行避難に関する周知につきましては、広報しながわ、わが家の防災ハンドブック、各種パンフレットなどを活用し、獣医師会をはじめとする関係機関や庁内各課と連携して、飼い主に対し、ペットの同行避難や日ごろの備えについて周知しているところです。今後も引き続き、避難所での訓練など、さまざまな機会を捉えて周知を進めてまいります。

○副議長（こんの孝子君） 以上で松永よしひろ君の質問を終わります。

次に、塚本よしひろ君。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○塚本よしひろ君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、防災対策について伺います。

質問の1点目は、住宅・建物耐震化支援事業の推進についてです。

品川区は、耐震改修促進計画において、平成32年までに住宅の耐震化目標を95%とし、住宅・建物耐震化支援事業で、昭和56年5月31日以前の建物を対象として、耐震診断、補強設計、耐震改修の助成をしています。平成23年の東日本大震災後は、関心の高まりを反映して実績が増えましたが、その後、年々減少傾向にあります。首都直下地震の被害想定では、品川区内における揺れ等による建物全壊の被害想定は5281棟。また、昨年熊本地震では、震度7の揺れが2度にわたり発生し、多くの建物に倒壊が及んでおり、建物の耐震化は急務であります。

品川区は、本年度から4か年をかけて住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに取り組み始めました。このアクションプログラムは、区内でも特に倒壊危険度の高い11区域を設定し、個別訪問による直接的な働きかけで周知・啓発を図るとともに、耐震補強・除却工事費助成の拡充などで耐震化を促進するとしています。

ところで、耐震補強促進の課題としては、補強工事の費用負担などがあります。千葉市では、工事費用の負担を軽減し、耐震改修工事の促進を図るため、昨年度から評点0.7未満の住宅について、1段階目の工事で住宅全体を評点0.7とするか、1階部分を評点1.0とし、2段階目の工事で全体として評点1.0にする2段階工事助成を導入しました。また、品川区では既に、屋根の軽量化など部分的な建物の耐震化工事に助成をしています。

現在、住宅建物耐震化支援事業は評点1.0を目標としていますが、部分的な耐震改修を段階的に実施することで評点1.0を達成していく段階的耐震補強は、工事費用の負担を軽減し、可能な範囲で倒壊リスクを減少させることができます。区民の生命と財産を守る耐震改修をさらに前進させるために、段階的耐震改修助成を提案します。また、耐震化の周知・啓発のために個別訪問する際には、例えば、低金利で融資が受けられる区の住宅修築資金の融資あっせんなど、ファイナンス面の情報提供やアドバイスも図っていくよう求めます。それぞれ区の見解を伺います。

質問の2点目は、災害時における品川区の情報発信についてです。

災害時には、被害状況に関する情報、肉親や知人の安否にかかわる情報、生活にかかわる情報など、被災者の情報ニーズがあり、そのニーズは発災後の時間経過とともに変化するものです。品川区には、防災行政無線、ケーブルテレビしながわ、エリアメール、インターネットを通じた区ホームページやメ

ール、ツイッターといった区民向けの情報発信ツールがあり、災害時には被災した区民の情報ニーズに適確に応える情報発信が求められます。

しかし、防災行政無線は、聞こえにくい場所が発生する、メール、ツイッターはあらかじめ登録やフォローしていないと受信できないなど、それぞれ単体では全ての区民に対する情報発信ツールとして完全ではありません。品川区として区民の情報ニーズに応えるためには、情報発信を可能な限り重層化していくことが必要です。

近年、コミュニティFM放送が、災害時に地域に応じたきめ細かい情報を提供できるメディアとして注目を集めています。東日本大震災では、防災行政無線のかわりを務めた事例もあります。東京23区でも、世田谷区、渋谷区など、各区で開局が進んでいます。品川区内にもコミュニティFMが開局されることを望むものですが、コミュニティFMによる情報発信、とりわけ災害時に担う情報発信の役割について、品川区としてどのように評価するかお聞かせください。

質問の3点目は、品川区事業継続計画についてです。

平成24年3月に品川区事業継続計画が策定されました。この計画は、発災時における品川区役所機能の継続と早期復旧を実現するため、事前対策として策定された、とても重要な計画です。ところで、品川区事業継続計画では、平常時の運用としてPDCAサイクルによる継続的改善、いわゆる事業継続マネジメントを推進するとあり、原則として毎年見直しを行うこととしています。しかしながら、平成24年の策定以来、品川区事業継続計画は改定されていません。例えば、被害想定データは、平成18年に東京防災会議で決定されたものであり、その後に見直された最新データではありません。昨年の決算特別委員会の総括質疑で、我が会派から、品川区事業継続計画の見直しについて指摘したところ、来年度の地域防災計画の修正を踏まえた品川区事業継続計画の見直しを含め、さらに検討を進めていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

まず、事業継続計画の見直しは、本年度に実施されるのかお知らせください。また、見直しに際しての考え方として採用している事業継続マネジメントとは、計画を実現可能とするために最新データに基づく予算、資源の確保や職員の教育訓練を通じて得られる改善点のフィードバックなど、計画を随時更新する体制を構築することと理解しています。計画の見直しが単発に終わることがないように、事業継続マネジメントの体制構築を行っていくことを要望します。区の見解を伺います。

次に、障害児・者支援について伺います。

質問の1点目は、医療的ケアが必要な障害児・者の短期入所施設についてです。

障害者、また、その家族からは、医療的ケア可能な障害児・者の短期入所施設の必要性を訴える声が続いています。品川区内で医療的ケア可能な障害者施設は、平成24年に開設した重症心身障害者通所施設であるピッコロのみで、医療的ケアが必要な障害児・者の短期入所施設は区内にありません。また、医療的ケア可能な都の入所施設は品川区近郊にはなく、今後、都による施設建設の計画もない状況であり、これが品川区に医療的ケア可能な短期入所施設を求める声が上がっているゆえんです。

私は、平成26年第4回定例会一般質問で、医療的ケアを必要とする障害児・者を高齢者施設で受け入れることについて触れ、区からは小規模多機能型居宅介護施設などの受け入れについて課題があることや、特別養護老人ホームでの障害児・者受け入れのために法人への協力を依頼中との答弁がありました。他区において、高齢者施設での医療的ケアを必要とする障害児・者の受け入れ状況を見ると、新宿区では、特別養護老人ホームで胃ろうを要する障害者受け入れを実施。千代田区では、高齢者短期入所施設で障害者の受け入れを実施。港区では、病院による高齢者緊急医療短期入所事業で障害者も受け入れ対

象とするなど、医療的ケアを必要とする障害児・者の短期入所を、区の実状において実施しています。

改めて、品川区において、小規模多機能型居宅介護施設や特別養護老人ホームでの受け入れについて、現状と課題をお知らせください。また、障害児・者入所施設に医者や看護師などを配置する方策や、高齢者で実施している病院での医療ショートステイ事業を障害児・者にも適用する方策が考えられますが、それぞれ課題や実現性について品川区の見解を伺います。

質問の2点目は、知的・精神障害者の地域生活支援についてです。

障害者が安心して地域で生活できるよう、品川区では、区独自の知的・精神障害者地域生活サポート24事業で、単身生活をする知的・精神障害者に対して、日常の困り事に対する相談や助言、賃貸住宅へ入居を希望する方への支援などを行っています。今後、障害者家族の高齢化に伴い、親亡き後、地域で自立生活をする障害者が増える予想されます。

また、来年4月には、障害者が住みなれた地域で生活できるよう、日常生活や社会生活を総合的に支援する法律、「改正障害者総合支援法」が施行され、この支援法の新たなサービスとして自立生活援助が創設されました。自立生活援助は報酬算定される予定の事業で、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や適時適切な支援を行うことがうたわれています。

障害者が地域で自立して生活する環境が法律や財政面で整備されていく中、障害者と家族が望む地域生活の実現に向けた地域生活移行支援策の強化が必要と考えますが、今後の区の施策について見解を伺います。

次に、介護および地域包括ケアシステムについて伺います。

質問の1点目は、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

品川区は平成27年度に、予防訪問事業と予防通所事業を介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。総合事業とは、それまで国が定める全国一律の介護予防サービスから、各自治体がそれぞれの地域特性に応じたきめ細かなサービスを実施することで、介護予防事業の効果を高め、地域において自立した生活を継続できるようにすることが狙いです。国においては、今後の介護費用の急激な増加が予想される中、来年度の介護報酬改定に向け、介護給付サービスの効率化や適正化も議論されているようです。

品川区においても、高齢化率は、平成24年の20.2%から、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には22.5%になると推計されています。区の高齢化が進む中、限られた財源の中で介護保険制度の持続可能性を確保するためにも、総合事業によって介護予防の効果を高め、介護の重度化を抑制していくことが重要です。

さて、総合事業が始まってから、ことしで3年目になりますが、予防訪問事業、予防通所事業とも、報酬単価は据え置かれています。この間、事業者の経営マインドが、要支援認定者や基本チェックリストによる要支援相当者を対象とする総合事業から、より報酬単価の高い要介護認定者を対象とする事業へシフトする傾向になりやすいのではとの懸念や、小規模事業者は経営に苦慮しているとの声を聞いています。

来年度は、第七期品川区介護保険事業計画が策定される節目の年となります。品川区では、全国に先駆けて、介護度が改善した場合に奨励金を交付する制度を実施していますが、総合事業においても、「いきいき活動支援プログラム」などについて、介護予防効果に応じて報酬を上乗せする考え方を検討すべきです。利用者に対する十分なサービス提供や事業者の体力など、総合事業を持続可能ならしめ、自立支援につながる介護予防を確かなものとするため、総合事業の報酬単価について区の見解を伺いま

す。

質問の2点目は、地域包括ケアシステムの多職種連携についてです。

高齢者が住みなれた地域で生活し続けられる地域づくりをめざす地域包括ケアにとって、介護、医療、行政、地域の福祉人材等が高齢者を中心に連携する多職種連携が鍵となります。とりわけ介護職と、かかりつけ医や入院時の医師など、医療との連携が不可欠になってきます。品川区では、医療と介護の連携のため、平成20年度から「医療と福祉の連携のための連絡会」を設置し、お互いに顔の見える関係づくりが進められていますが、これからはさらに実務レベルでの連携が求められます。

先日視察した静岡県袋井市では、地域包括ケアを推進するため、地域包括ケア推進課が設置され、医療、介護、福祉の連携を推進しています。特に、地域の相談事業所などでは対応できない困難事例を地域包括ケア推進課の専門職員が対処する体制を取っているため、職員にスキルや人的ネットワークが蓄積され、日を追うごとに多職種との連携強化、困難事例への対処能力向上が図られている様子が見られました。

多職種連携を効果的に進めるためには、一つ一つの事例を解決するため、関係者の間を調整し推進する役割が必要であり、袋井市の場合は、地域包括ケア推進課の専門職員がその任に当たっています。高齢者にとって望ましいケアを実現するためには、多職種連携の調整・推進役が誰であるかを明確にする必要があるとわかりました。

品川区は、地域包括支援センターを高齢者福祉課に設置し、各地域の在宅介護支援センターが地域包括支援センター機能を担うこととしていますが、多職種連携の調整・推進の役割を担う担当課を設置し、保健師など、介護と医療の双方に専門的スキルを持った人材を配置することで、多職種連携を力強く推進すべきです。区の見解を伺います。

質問の3点目は、多職種連携システムによる情報共有についてです。

品川区は本年度、最新のICTを活用した在宅介護支援システムを構築し、その中で多職種連携システムを新規に開発します。これにより、医療と介護の情報共有によるさらなる連携強化がなされることになり、ICTを活用した業務の利便性向上や効率化が図られることは評価できます。しかし、それぞれの職種では、新システムとは別に既存のシステムが使用されている場合があり、そのままではシステム利用者の負担やデータ分散による情報管理の複雑化が起きてしまいます。新システムの統合性を高めて情報共有による多職種連携をさらに推進するために、既存システムから新システムへの置きかえがスムーズにできるよう、医師会や福祉関係者への丁寧な説明やシステム移行にかかわる技術的サポートなどが必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に、住宅政策について伺います。

質問の1点目は、建設型区民住宅についてです。区民住宅は、中堅所得ファミリー層の定住化を図るため、平成5年度を初めとして建設型758戸、借り上げ型298戸が設置されました。区民住宅には、低家賃で入居してから毎年段階的に家賃が上がる傾斜型家賃制度と、所得に応じて一定の家賃を減額するフラット型家賃制度の2つがあり、傾斜型は設置から20年、フラット型は設置から15年で家賃制度が終了します。

これまでに家賃制度が終了した区民住宅は、中堅ファミリー層の都心回帰の流れなどを勘案し、借り上げ型区民住宅については公的住宅としての位置づけを終了しています。一方、建設型は、平成30年2月にファミリーユ下神明、平成31年の1月にファミリーユ西五反田西館、同年4月にファミリーユ西五反田東館の家賃制度が終了します。ファミリーユ下神明は132戸、ファミリーユ西五反田西館、東館は498戸と、戸

数も多く入居率も高いため、引き続き区民住宅の位置づけを継続すると建設委員会で理事者より答弁されています。

また、平成31年までには全ての建設型区民住宅の家賃制度が終了します。家賃制度が終了した建設型区民住宅の中には、区営住宅改築の際の一時移転先などに活用している事例もあり、この間、議会においても、目的外仕様などにも触れた建設型区民住宅の活用について議論がありました。ファミリーユ下神明、西五反田西館、東館は、フラット型家賃制度であり、所得階層の低い人によっては、家賃制度の終了で4万円を超える家賃上昇となる場合もあります。区民住宅として継続するのであれば、安定した入居率が維持できるよう、適切なマネジメントが必要となります。例えば、建設以来15年間見直されていない設定家賃は、築年数や近隣の賃貸家賃などと比較して妥当なのかなど、フラット家賃終了を前にして見直すべき点はないのかお聞かせください。

質問の2点目は、空き家活用についてです。

先日、豊島区の「リノベーションまちづくり構想」の一環である空き家対策を視察しました。平成25年から始めたリノベーションスクールでは、オーナーから提供された空き家に対し、スクール参加者が活用プランを作成してオーナーに提案することで、これまでに4件の実績があります。ただし、活用事例としては、カフェなど、同じ形態になりがちとのことでした。

品川区は、平成29年度予算で空き家改修に、2件、300万円を計上し、公共目的による有効活用を図ろうとしています。予算計上した空き家改修助成について、現在の進捗状況を伺います。また、公共目的による有効活用とありますが、住宅として活用するためには何か制約があるのか伺います。

質問の3点目は、品川区における居住支援協議会の設置についてです。

豊島区では、平成24年の空き家実態調査でアンケート調査を実施し、回答のあった空き家所有者のうち、空き家利活用の意向については、「利活用したい」、「条件次第で利活用を考えたい」を合わせて45.7%、利活用の内容については、「賃貸住宅として貸し出したい」が56.8%で最多となっているとのことでした。豊島区のアンケート調査にある「賃貸住宅として貸し出したい」が56.8%で最多との結果は、品川区においても同様の傾向にあると想定します。

区議会公明党は、ひとり暮らし高齢者など、住宅困窮者と、所有者の高齢化などで民間の不動産市場に乗らない空き家について、マッチングを進めていただきたいとの思いから、これまで居住支援協議会の設置を重ねて提案してきました。平成29年の予算特別委員会総括質疑でも、我が会派からの質問に対し、居住支援協議会の検討などを進めていく考えとの答弁がありましたが、改めて品川区における居住支援協議会設置に向けた検討はどこまで進んでいるのか、現状をお知らせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 塚本議員のご質問のうち、私からは防災対策についてお答えを申し上げます。

初めに、耐震化への支援についてですが、区は、平成18年度に耐震改修助成を上限75万円で開始し、23年度には上限を150万円に拡充、また、今年度から倒壊の危険性が高い地域でさらに30万円加算するなど、これまでも耐震化支援の充実を図ってまいりました。ご提案の段階的な耐震改修は、現状に比べ耐震性の向上にはなりますが、倒壊から守ることにはならないことから、区といたしましては、引き続き、評点1.0に向けた耐震化を進めてまいります。また、費用が高額なため耐震改修に踏み出せない方に、品川シェルターなどの効果についての周知もあわせて実施してまいります。

次に、個別訪問の実施についてですが、現在行っております低金利の融資制度とともに、評点1.0の

耐震補強工事を行った建物に対する所得税や固定資産税の減免措置についても丁寧に周知し、耐震化の促進を図ってまいります。

次に、災害時におけるコミュニティFMによる情報発信についてですが、少人数体制で地域の実情に即応した情報発信が可能であることから、災害時の情報伝達手段として有用なものと認識をしております。一方では、運営のための収支やコンテンツなど、通常運用時のあり方についても精査することが必要であり、さまざまな課題についても分析・検討をしております。

次に、品川区事業継続計画についてですが、事業継続計画は、発災時における区役所機能の継続と早期復旧を確実なものとするための事前対策として作成したものであります。品川区事業継続計画をはじめとした防災に関連する計画・マニュアルにつきましては、今年度末を目途に修正を進めております品川区地域防災計画を踏まえ、次年度以降に見直しを進めてまいります。また、これらの各計画等の見直しに当たりましては、平素の業務を通じて見直しが進むよう努めてまいります。

その他のご質問等につきましては各担当の部長よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、障害児・者の支援と介護・地域包括ケアシステムについてお答えいたします。

初めに、障害児・者の支援についてですが、まず、医療的ケアが必要な障害児・者の短期入所ですが、現在、小規模多機能型居宅介護や特別養護老人ホームでの受け入れの実績はありません。これらの施設は病院ではなく、医師が常駐していないため、重症心身障害児・者の障害特性に配慮した医療的ケアの実施は難しいと考えています。また、障害児・者の入所施設へ医師や看護師を配置することは人材確保の面で難しく、むしろ、医療機関と連携し、医療ショートステイ事業を実施することが望ましいと考えております。その際の課題ですが、ベッドの空き状況や医療機関側の体制整備、乳幼児にも対応できることなどが挙げられます。現在、区内の医療機関に事業協力の打診をしているところです。

次に、知的・精神障害者の地域生活支援についてですが、国では、入所や入院、さらにはグループホームから地域への移行をめざしており、区でも障害福祉計画の数値目標に反映する予定です。障害者が地域で暮らすためには、安心して相談できる場があることや安定した生活を送るための段階的な支援が必要です。現在4か所ある地域の相談支援事業所に加え、地域生活支援拠点の整備を進めているところですが、平成30年度から創設される自立生活援助の活用も視野に入れ、障害のある方の地域生活を支える仕組みについて検討してまいります。

次に、介護・地域包括ケアシステムについてお答えいたします。

総合事業の報酬単価についての考え方ですが、国の介護報酬を上限として各保険者が地域の実情に応じて決めることとなっております。区では、事業者の安定したサービスの継続を基本に事業者と協議の上、報酬単価を設定いたしました。事業者は将来を見据え、総合事業の趣旨を十分に理解していただき、報酬単価の引き上げは考えておりません。また、いきいき活動支援プログラム等の介護予防効果に応じた報酬の上乗せについては、客観的な効果測定が難しいと考えております。今後も事業者と連携し、総合事業の趣旨に基づき、介護予防、自立支援を進めてまいります。

次に、多職種連携推進のための担当課設置と専門職配置についてですが、地域包括ケアシステムを推進する上で、在宅医療を支援する介護・医療の関係者が相互に連携を図ることは重要なことと認識しており、これまでも三師会、在宅介護支援センター、介護事業者等による統括地域ケア会議や多職種連携研修を開催するなど、顔の見える関係づくりを進めてまいりました。今後、さらなる連携を図るために、

介護・医療部門を調整する担当についても検討しているところです。専門職の配置については、検討の中で適宜判断してまいります。

次に、多職種連携システムによる情報共有については、現在、ICTを活用した在宅介護支援システムの再構築を進めており、地域包括ケアを見据えた多職種間の情報共有について並行して検討しているところです。介護情報については、セキュリティが確実に確保されることが不可欠です。技術面での困難性から、現時点で他団体の既存システムとの連携や置きかえ等を行う予定はありませんが、現在、実際の医療に際して共有すべき情報や運用面での詳細なルール等について、各分野の方から意見をいただきながら検討を進めているところです。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、住宅政策についてお答えいたします。

まず、建設型区民住宅についてですが、区では平成5年から16年にかけて8団地を建設し、当時の家賃相場の80%ほどを目安として使用料を設定し、さらに、傾斜型またはフラット型の家賃助成を行ってまいりました。使用料につきましては、周辺の家賃相場の把握などを通じて確認し、適当と判断しておりますが、適切な設定となるよう引き続き検証してまいります。

次に、空き家活用についてですが、27年度より、公的活用に協力する意向のある空き家所有者と、活用意向のある区内各課や大学などとのマッチングに取り組んでまいりましたが、賃貸期間や家賃設定など、双方の意向調整が調わず、現時点で実績はございません。また、住宅として活用するための制約については、所有者の心理的な事情や耐震性の確保など、ソフト・ハード両面でのさまざまな課題があります。空き家活用の取り組み方については、都心部における他自治体の事例なども含め、引き続き研究してまいります。

最後に、区における居住支援協議会の設置についてお答えいたします。現在、区としても都が主催する協議会に参加することで、この10月に施行される改正住宅セーフティネット法の動きや、都が今後計画を予定している住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の情報収集などに努めているところです。今後、不動産業界や社会福祉法人などの関係団体との連携や、区の既存事業なども含め、品川区の実情に応じた協議会について、引き続き検討を進めてまいります。

○塚本よしひろ君 自席より再質問をさせていただきます。

最初に、要望なんですけれども、居住支援協議会の品川区での推進、設置に向けての検討ということで、していただけるということで、これはぜひ努力していただけるようにということで、よろしくお願いいたします。

質問のほうなんですけど、段階的な耐震改修助成ということについてなんですけれども、1.0にならないと倒壊の危険性を解除できないというようなご答弁でしたが、私どものほうでは専門家からも一定の評価を得ていることもございます。0.7とかでとめるというわけではなくて、最終的には一定期間の中で1.0ということをめざすということでの段階的ということをおっしゃっているところなんですけれども、倒壊の危険を避けることはできないということについてのもう少し詳しいご説明をいただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 住宅の耐震化に伴います再質問についてお答えいたします。

まず、段階的な耐震化の促進についてでございますが、工事が2段階になるということで、例えば、耐震を補強するための仮設であるとか、あるいは仕上げ剤、こういったものについては、一旦仕上げた

ものを、再度、もう一度工事をするようなときに、改めてやり直さなければいけないということにもなるということ、それから、もう一つは、やはり耐震化で建物が倒れないという一面だけではなく、0.7ということで、仮に建物が倒れてしまいますと、中にいる方だけではなく、周辺の道路等にも影響が出て、緊急物資の輸送、あるいは避難活動、こういったことにも影響が出るというふうに考えてございます。区といたしましては、これまでも耐震化1.0に向け、さらなる支援策を強化してまいってきたところでございますので、これをしっかりと進めていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（こんの孝子君） 以上で塚本よしひろ君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時38分休憩

○午後1時開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党区議団を代表して一般質問を行います。

初めに、「羽田新ルートに反対しない区長は区民が許さない 国言いなりをやめ、今こそ反対表明を」です。

安倍政権は、羽田空港の国際便増便のため、都心上空を低空飛行する新ルートを2020年までに実施するとし、昨年を上回る準備予算を概算要求。品川上空300メートル前後を超低空飛行する危険が差し迫っています。

共産党区議団は9月初め、成田空港周辺を視察し、住民の思いを直接伺ってきました。そこでわかったことは、第1に、国は羽田新ルートの飛行時間は今は3時間だけと提案しているが、一旦認めれば際限なく拡大することです。

成田では、現在、早朝6時から夜11時までの1日17時間の飛行。それを早朝5時から深夜1時まで3時間延長し、安眠時間をわずか4時間しか認めないという過酷な国の提案です。これまで100回以上住民説明会が開かれたが、どこでも「開港以来、我慢に我慢を重ねてきたが、もう限界だ」と怒号が飛び交ったそうです。「39年前、開港の条件として、国は『深夜と早朝は飛行しない』と約束したのに、『需要増に対応する』と、いとも簡単に破られた」と怒りを込めて語っていました。

第2に、騒音のために人が住めない地域がつけられたことです。

空港の南に位置する横芝光町では、「空港ができれば人口は増える」とのふれ込みだったが、逆に激減。芦田地区では移転で110軒が40軒になり、地域のコミュニティが壊されたといえます。羽田新ルートで大井町に当たる、上空高度300メートル、空港から6キロの地点で騒音測定を行うと、80デシベル。人が住めない騒音特別防止地区に指定された地域で、見渡す限り田園と山林が広がっていました。

第3に、落下物によって、住民が危険にさらされることを実感しました。

成田では、住民が届け出て、国が航空機からの落下物だと認定したものだけでも、開港以来158件。周辺はほとんどが畑と森林のため、落下物が発見されるのはごくまれで、氷は溶けてなくなる。実際はこの何倍も落ちているといえます。6月に民家の屋根を直撃する事故が発生し、周辺住民に大きな衝撃

が走りました。住民は「もう怖くて住んでいられない」と、真剣に移転を検討しているそうです。

最近では、航空機シューターの扉、3キログラムが2回続けて落下しました。これがもし人口密集の品川で住宅の屋根に、また、公園で遊ぶ子どもたちの頭上に落ちてきたら、一体どんな惨劇となるか想像してみてください。

8月22日の行革特別委員会が行った羽田空港の国交省との意見交換で、落下物について聞いたとき、国は、落下物があった場合の補償を研究しているとのことでした。人口密集で落下物があれば深刻な被害になると指摘しているのに、落下物があることを前提とする答弁にあきれました。これでは、品川では、騒音でも落下物でも、成田空港周辺と同じように人が住めないまちになる危険があります。

教室型説明会は、成田では100回以上も開いているのに、品川では区と区議会が繰り返し強く求めているのに、「相談する」と言うだけで、誠意のない態度でした。

低空飛行計画は、どうしても撤回させなければなりません。最も被害をこうむる品川区が、きっぱり反対表明をすることが決定的です。品川区は1981年、国に滑走路沖合移転と海上ルート運用を約束させ、品川上空飛行をやめさせました。千葉県浦安市でも2004年に市街地ルートを自治会連合会などと連携して反対し、計画を撤回させました。濱野区長はなぜ反対表明をしないのか。来年10月の区長選挙では、この問題が一大争点になります。

質問。国は、「騒音の影響をできるだけ小さくする」、「落下物は、万が一落ちてしまった場合には補償する」との立場です。リスクを前提にした品川上空の低空飛行を区は容認するのか、伺います。品川でも、新ルートを認めれば、それを突破口に飛行時間の拡大があるのではないかと、伺います。教室型説明会について、国は「区と相談したい」と述べましたが、区はその後開催を求めたのか、実現の見通しはついたのか、伺います。区長が反対表明をすれば計画はとめられます。区民の命と暮らしを守る立場に立ち、今こそ反対表明をするよう求めます。いかがでしょうか。

次に、「コミュニティバスの運行で、移動の権利を保障し元気な地域生活の支援を」です。

「コミュニティバスを走らせて欲しい」と多くの区民が切望しています、この6年間で運行を求める請願・陳情は16本も提出され、大きな運動になっています。区は、「品川は公共交通が充実しているので現段階では考えていない」と繰り返しています。しかし、スクエア荏原、五反田文化センター、保健センター、各区民集会所などの施設や、さくら会、特養ホーム、病院などの多くが駅から遠く、大変不便との声がたくさん聞かれます。

高齢者や病人、障害のある方、妊婦さんや小さい子どもを連れた方など、移動制約者の移動をする権利を保障することは区の責務と、明確に位置づけるべきです。23区でも、21区が既に何らかの形で実施しています。港区では、コミュニティバスを10路線40台が約15分から20分間隔で運行し、高齢者や障害者だけでなく、学生やサラリーマンなど、通学・通勤にも大変喜ばれています。「高齢者は300メートル以上歩くのは大変」と、停留所は300メートルごとに設置され、区が心配する民間バスとの競合も起こっていないとのこと。区の財政上の補填分は年間約3億円。住民の移動する権利を保障するために税金投入は当然との考えです。

介護の現場からも、「比較的元気な方に健康づくりや介護予防の事業を紹介しても、『行くのが大変』との声が多く、コミュニティバスがあれば元気な高齢者は増えていく」との訴えがあります。コミュニティバスは、健康増進、医療費負担の軽減、介護予防にも役に立ち、区内の観光、商業の活性化にもつながります。

質問。コミュニティバスなどの地域公共交通が、健康づくりや介護予防、社会参加など、品川区のさ

まざまな施策の土台になると考えますが、区の見解をお聞かせください。住民の移動の権利の保障は自治体の責務と考えます。いかがでしょうか。品川に住む人々が元気に地域生活を送る支援として、コミュニティバスの運行を求めます。いかがでしょうか。

次に、「新たな介護切捨てと負担増の改悪に反対を 第七期介護保険料は引き下げこそ」です。

介護保険はことしで18年目、介護サービス削減と負担増の連続改悪で、介護心中、介護殺人が後を絶たず、特養ホームに入れぬ介護難民があふれ、介護離職は年間10万人。介護の現場で働く人の賃金は平均より10万円も少なく、現場は慢性の人手不足。品川の介護専門学校も、この数年、学生が定員に満たない状況です。「介護崩壊」と言える、深刻な危機が迫っています。

ところが、安倍政権は、社会保障費を毎年削減し、ことし5月には法の改悪を強行。福祉用具の自己負担化や要介護1・2まで介護給付サービスから外す「軽度切り」の検討まで盛り込みました。

ことしは、3年に一度の介護保険第七期の計画策定の年。新たな負担増と介護の切り捨てを許さず、充実への改善を求めて質問します。

第1に、品川区が独自に単価を引き下げたために、現場に混乱をもたらしている総合事業についてです。

区は、訪問介護とデイサービスの単価を、ほとんどの区が介護報酬と同額にしたのに、引き下げを強行。生活介護は15%引き下げ、事業所では「ヘルパーの時給を引き下げた」など、厳しい経営を余儀なくされ、人材不足に拍車をかけています。デイサービスでは、事業所によっては収入が4割も激減。「経営が立ち行かない」と深刻な声が上がっています。品川区が総合事業でサービス単価を引き下げた影響について、訪問介護、通所介護ともに全事業所の影響調査を行い、実態を把握すること、サービス単価を現在の介護報酬までの引き上げを求めます。いかがでしょうか。

今回の改定では、2019年度末と期限を切って、要介護1・2を介護給付サービスから外し、総合事業に移すことが検討事項に明記され、現場では危機感を募らせています。一律1割だった利用料についても、一昨年、一定所得の人には2割に倍加し、さらに今回の改定で3倍となる3割負担を導入。これは、一律2割負担への布石だと言われています。生活援助や福祉用具、住宅改修などを自己負担として介護保険から外すことも狙われています。引き続き検討される要介護1・2の総合事業化や、福祉用具の自己負担化、利用料の引き上げなど、さらなる介護の切り捨てと負担増に対して品川区が反対の声を上げるよう求めます。いかがでしょうか。

2つ目に、地域包括支援センターの整備・充実についてです。

品川区には基幹型1か所しかありません。在宅介護支援センターをサブセンターと位置づけていますが、義務づけられている保健師、社会福祉士、主任ケアマネの3職種そろっての職員配置がありません。しかも、在宅介護支援センターは区内全体の4分の3のケアプランを立てています。仕事が過重で、地域包括の役割が果たせるのでしょうか。国は、「高齢化の状況、相談件数の増加、困難事例および休日・夜間の対応状況を勘案し、適切な人員体制を確保する必要がある」と述べています。

区施設の基幹型地域包括支援センターの3職種のそれぞれの人数と、在宅介護支援センターでの3職種がそろって配置されている箇所数をお聞きします。基幹型だけでなく、3職種そろって配置された地域包括支援センターの体制整備を求めます。また、厚労省も求める地域包括支援センターの業務内容や運営状況に関する情報の公表を求めます。いかがでしょうか。

最後に、来年度からの、第七期の介護保険料の引き下げを求めます。

1人当たりの介護給付費等準備基金は23区で最高です。これは、65歳以上の方の保険料をため込んだ

ものです。保険料は3年ごとに見直します。第六期は、「11億5,000万円取り崩す」と言いながら、2年たった28年度末の決算で逆に増えています。その前の第五期も、「10億円取り崩す」と言いながら、実際は9,000万円でした。これは保険料の取り過ぎとサービスの切り捨て、総合事業による単価切り下げなどによるものです。保険料を引き下げて、65歳以上の人に返すべきです。さらに必要なサービスの提供と総合事業の単価引き上げを行うべきです。

なぜ、毎回、区が計画当初説明する基金取り崩し額から大きく外れ、ほとんど取り崩さない結果となったのか伺います。第七期こそ基金を使い、保険料の引き下げを求めます。いかがでしょうか。

最後に、「一人ひとりの尊厳守る障害者福祉へ、遅れた施策の抜本改善を 障害者施設の増設と福祉計画策定に当事者参加を求める」です。

私たちのことを私たち抜きに決めないで。障害者当事者、家族、関係者らが立ち上がり、2014年に批准された障害者権利条約では、「他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利」を保障しています。これを真に実現することは、昨年起きた、あの残虐な「やまゆり事件」を二度と起こさない社会をつくることにもつながります。権利条約を力に、ことし策定される区の障害福祉計画、障害児福祉計画を充実するよう求め、質問します。

初めに、23区で特におくれている就労継続支援B型とグループホームの施設整備の問題です。

区内の就労継続支援B型に通っていた方が、さまざまなことが重なり、通えなくなり、やむなく家から遠い生活介護の通所施設に変わりましたが、送迎のやりくりがつかず、ここも続けることができなくなりました。近くの生活介護に変わりましたが、そこは生産活動も創作活動もなく、一日中、カラオケやDVD視聴で過ごす日が多く、自分から進んで行かなくなりました。何とか安定して通えるようにと前の施設に戻ることを希望しましたが、「もう満杯で戻れない」と言われました。

通所施設が何らかの事情で通えなくなると、次の行き場がなくなる。区内の施設は定員を大きく超えており、あきがあるのは知的身体障害の場合、就労継続支援B型、生活介護、ともに2か所ずつだけ。学校を卒業しても区内にはあきがない、特性に合うところがないなどの理由で、やむなく他区の就労継続支援B型に通っている人は約25人に上るとのことです。

先日、社会福祉法人が運営する目黒区の知的障害の通所施設を2か所見学しました。目黒区では、利用者が定員を超えているところは、まずないとのこと。代表の方は、「どんな障害の人でもその特性を生かした仕事は工夫次第でつくり出せる。支援の仕方は蓄積されている。毎日仕事をし、給料をもらうことが生きがいになり、楽しく通ってきている。通所率は9割を超えている」と話していました。

品川の就労継続支援B型は、知的・身体・精神の3障害合わせて区内に10か所、260人分だけです。一方、大田区と世田谷区は品川の3.6倍の950人分、人口が品川のおよそ3分の2の目黒区でも、品川より多い273人分です。手帳保持者に対する品川区の整備率は、23区で21位と最低クラスです。定員を大きく超えて受け入れざるを得ない状況があります。品川でも、自分に合った施設を選び、安心して通えるよう、就労継続支援B型や生活介護などの施設の増設が必要です。さらに、グループホームの整備率も、23区で知的障害者が20位、精神は22位とおくれています。

各施設について、増設数と実現の年次を示した計画を立てること、区が土地を無償で提供し、運営法人を公募する方式で、就労支援や生活介護の施設、グループホームなどの大幅増設を求めます。林試の森隣の国有地に、保育園や特養ホームとともに障害者施設の建設を求めます。いかがでしょうか。

2つ目に、計画相談支援事業所の数が少ない上、事業所を選択できない仕組みの問題です。

品川区には、知的・身体のリ相談支援事業所は福栄会と品福、ことしからグローが加わっても3か所し

がありません。しかも、事業所は地域によって原則指定され、障害者や保護者が自由に選ぶことができません。精神と児童は1か所のみです。港区は12か所、目黒区11か所、世田谷区35か所、大田区28か所などと多く、当事者が選ぶことができる仕組みです。選べないのは、障害者権利条約や法の趣旨にも反するものです。

計画相談支援事業所数を増やすことと、地域指定をやめ事業所選択ができる仕組みにすることを求めます。いかがでしょうか。

3つ目は、ことし策定の障害福祉計画、障害児福祉計画についてです。

計画を議論する自立支援協議会が品川では非公開。非公開は23区で品川と足立区の2区だけです。7月の区議会で、私の公開を求めた質問に、区は「検討する」と答弁しましたが、結果はどうでしょうか。

計画策定の協議会は、品川区はわずか3回で計画を決定。6月は非公開でした。目黒区は昨年7月から毎月行い、既に14回全てが公開です。区民への説明会は、品川区は「やらない」と言いますが、目黒、太田、港、世田谷、渋谷など、近隣区では全ての区が行う予定です。品川は、障害者のニーズ調査アンケートも行っていない。これをやらないのは23区で4区しかありません。計画の策定に当事者の参加を位置づけるべきです。

計画策定を行う自立支援協議会を公開とし、会議録はホームページに掲載すること、当事者全員を対象に意見を聞く場をつくること、区民への説明会を行うことを求めます。いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、地域公共交通についてお答えを申し上げます。

まず、区といたしましては、地域の皆さんに外出の機会をさまざまな形で確保することは、健全な社会生活を送っていただくための重要な施策の一つであると考えます。

次に、区民の移動につきましては、平成25年に交通政策基本法が制定される以前から、長年にわたり鉄道やバス、タクシー事業者などとともに公共交通の充実に取り組んできており、鉄道駅やバス路線網において他の自治体と比べても利便性の高い地域となっております。

次に、コミュニティバスについてですが、障害者や高齢者の移動手段につきましては、これまでも、いただいた意見を交通事業者に伝え、路線の延長や増便を求めるとともに、移動経路のバリアフリー化や安全対策の実施、福祉タクシーの利用への支援などを行ってまいりました。交通網の充実した区内において、コミュニティバスの運行について現段階では考えておりませんが、新たな道路整備にあわせたバス路線の設置など、今後も障害者や高齢者の方々がさまざまな形で安全で安心して移動できるよう、交通の利便性の一層の向上に向け、引き続き事業者とともに考え、必要な事項についてはしっかりと求めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、市街地の飛行についてですが、万が一の補償など、リスクを前提とした事後の対応策は、これだけが単独で示されるべきではなく、可能な限りの予防策を施した上に示されるべきものと考えます。現在、国は、料金体系の見直しによる低騒音機の導入促進や、待機している飛行機の機体検査、航空管制におけるGPSの導入やパイロット訓練の充実など、さまざまな方策を示していますが、区としては、こうした方策だけではまだ十分ではないと考え、さらなる予防策が徹底的に行われるよう、引き続き国

に求めてまいります。

次に、飛行時間についてですが、国では時間の拡大を前提とした検討は行っていないとのこと。区としても、現在、国が示している飛行時間を厳密に守るよう申し入れを行っています。

次に、教室型の説明会の開催についてですが、区としても、開催に向け、引き続き要望しておりますが、実現には至っておりません。国は「丁寧な情報提供を行う」としておりますので、区としても、引き続き強く要望してまいります。また、区ではこれまで、教室型説明会だけでなく、そのほかの対応策についても具体的な内容を示すよう求めてきたところでございます。国は、この求めに対し、これまで、ニュースレターの発行、複数回のオープンハウス型の説明会の開催や、環境影響に配慮した方策などの対応策を示しましたが、区として、いまだ具体的でなく不十分であると考え、繰り返しさらなる情報を示し、区民の皆様の不安を払拭するよう強く求めているところでございます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、介護保険に関するご質問と障害者施策についてお答えいたします。

初めに、介護保険に関するご質問ですが、総合事業については開始の3年以上前から区内事業者に対し国等からの情報提供を行い、実施に向けた意見交換を重ねてきました。今後の高齢者人口増と介護保険制度維持の視点から、総合事業の趣旨をご理解いただき、あわせて、区の独自サービスを設定するなど、事業者の意見も考慮した上で平成27年4月の実施となりました。したがって、全事業所に対する影響調査や報酬の引き上げを行うことは考えておりません。国において検討が予定されている今後の介護保険制度の見直しについては、情報収集に努めて、適切に対応してまいります。

また、地域包括支援センターについてですが、区では地域包括支援センターを1か所、高齢者福祉課に指定し、区内全域を担当し、一部の機能を各地区の在宅介護支援センターに分担しています。3職種については、地域包括支援センター全体で、省令と同基準で配置しております。また、ケアプランの作成件数に応じてケアマネジャーの配置をするほか、民間の居宅介護支援事業所とも連携してニーズに対応しております。業務内容や運営状況の公表につきましては、介護保険制度推進委員会と同日に地域包括支援センター運営協議会を開催し、資料については区ホームページで公表しております。

次に、介護保険準備基金についてですが、介護保険制度では区の一般財源投入が認められていないため、財源不足が生じないように試算する必要があります。基金の取り崩し額については、計画期間である3年間の給付費の推計に基づき算定しますが、期間中に制度改正や報酬改定の影響を受けるため、実績との差が生じます。基金については、これまでも保険料額を決める際に負担軽減を図るために投入してきましたが、災害等の緊急時や今後増え続ける介護サービス需要に対応するために、一定程度の残高が必要となります。第七期に向けては、国からの情報やニーズ調査の結果等の分析を行っており、基金の取り崩しも視野に入れた上で適正な保険料を算定いたします。

次に、障害者施策についてお答えいたします。まず、施設整備についてですが、平成31年4月開設をめざして、（仮称）障害児者総合支援施設を整備しているところです。この施設には、児童発達支援センターをはじめ、就労継続支援B型や生活介護、ショートステイを併設することから、区内の障害者施設全体を視野に入れ、利用のあり方を検討し、選択の幅を広げられるようにしてまいります。

また、ことし11月に、西大井にグループホーム金子山が開設されます。これは、区が土地を無償で貸し付けるとともに、平成27年度から創設したグループホームの建設費等の補助制度を活用することで、福栄会が設置・運営するものです。この制度を利用して、平成27年度にも西五反田の精神障害者のグル

ープホームが1か所開設しています。今後も特別支援学校卒業生の見込みや需要を把握しながら、必要な施設について、民間の力も導入し整備してまいります。

なお、用地の取得等の見込みがない中で年次計画を立てることは難しいと考えています。また、国有地の活用については、さまざまな行政需要や地域の状況などを総合的に勘案しながら判断してまいります。

次に、計画相談事業所についてですが、区内には現在8か所の指定特定相談支援事業所があります。区が整備する拠点相談支援センターは、地域支援を重視し、基本的には地域割としていますが、利用者の状況に合わせてご相談に応じているところです。今後、民間の相談支援事業所と連携を広げる中で、事業所の数が増えるようにしてまいります。

次に、障害福祉計画策定に係る当事者参加についてですが、既に次回の地域自立支援協議会から公開することとしており、会議録については、今期分からホームページに掲載しているところです。計画策定に当たっては、日ごろの区や相談支援センター、事業所等へのご意見を反映させるとともに、障害児についてはアンケート調査を実施しました。また、障害者団体や相談員の意見をいただく場を設ける予定です。さらに、パブリックコメントを実施する中で広くご意見をいただき、計画に反映させてまいります。

○鈴木ひろ子君 自席から再質問をいたします。

まず、羽田新ルートなんですけれども、区は対応策が不十分だと言いますけれども、十分な対応策なんてあるのか伺いたいと思います。品川上空を飛ばしたら、騒音でも落下物でもゼロにできないということをはっきりしています。私は成田に行って思いますけれども、絶対に品川に通しちゃだめだと強く思ってきました。品川が人が住めないまちになってしまいます。落下物が学校や保育園の子どもたちの頭上に落ちたらどうなるのか。この計画はあまりにも無謀です。私は濱野区長に伺いたい。安倍内閣のこの無謀な計画に賛成するのか。区長、ご自身の生の声でぜひお聞かせいただきたいと思います。

コミュニティバスです。現段階ではやらないという答弁を繰り返していますけれども、区民がいかに要望しても、濱野区長が区長のときはやらないということなのか、お答えください。

介護保険です。地域包括支援センター、私が質問したのは、区の地域包括の3職種のそれぞれの人数を伺いました。省令の基準で配置しているという答弁でしたけれども、具体的な数字は答えていません。なぜ具体的な数字が答えられないのか。具体的な数字で答えていただきたいと思います。国の基準では、私は少なくとも、3職種とも、それぞれ14人ずつ必要となると思うんですが、いかがでしょうか。

総合事業。介護の現場は全国どこでも人手不足で大変ですけれども、品川では特に単価の引き下げで、それに拍車をかけています。品川の場合、介護保険財政は余裕があります。それなのに、なぜ品川だけが総合事業の単価を引き下げるのか伺います。

障害者福祉です。障害者のための施設整備は、品川区は大変おこなっています。多くが23区で最低レベルになっています。用地取得の見込みが立たないと、それであれば年次計画が立てられないとの答弁ですけれども、用地は探せばあると思います。今回提案した林試の森の隣の国有地、荏原四中跡、旧第一日野小跡など、公有地だけでも活用できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、先ほどの地域公共交通についての再質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆるコミュニティバスというのは現段階で考えておりません。しかし——しかしといいますか、コミュニティバスの運行というものは、当然のことながら税金を使っ

て運行するものというふうに思います。そういう意味で申し上げますと、現在の民間のバス路線、このバス路線の設置などをさらに稠密にしていくという、そういう方向で交通の利便性を高めていくべきであるというふうに考えているところであります。

[発言する者あり]

○議長（松澤利行君） 傍聴席は静かにしてください。

[都市環境部長藤田修一君登壇]

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、羽田空港の機能強化についての再質問にお答えいたします。安全対策も騒音対策も、しっかりとした予防策、これを確実に行うことが必要であると考えてございます。先ほど申し上げた低騒音機の導入や機体の検査、GPSの導入、パイロット訓練などに加えて、国は「新たな対策を検討している」としてございます。現段階で、地域の皆様がこのお話だけで不安を払拭するには至っていないと区としても考えているため、少しでも早く具体的に示すよう、繰り返し区として求めているところでございます。

[発言する者あり]

○議長（松澤利行君） 傍聴席は静かにしてください。

[福祉部長永尾文子君登壇]

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、地域包括支援センターに関する事、総合事業に関する事、障害者施設の整備に関する事についてお答えいたします。

初めに、地域包括支援センターの3職種についてでございますが、品川区の考え方としては、高齢者福祉課に置いてある基幹相談支援センター、これが一つということで、全域を担当しております。したがって、20か所の在宅介護支援センター全てを含めて、省令と同基準で配置をしているところでございます。具体的に言いますと、省基準というのは、第一号被保険者のおおむね3,000人以上から、6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他準ずる者を各1名ずつ配置という規定になっております。全エリアでこの基準が採用できるように、毎年クリアするように採用をしているところです。また、こういう職種の方については大変貴重な人材でありまして、簡単に集まる人材ではございません。したがって、こういう貴重な人材を効果的に活用することが必要ということで、直営の高齢者福祉課のほうが各在宅介護支援センターのバックアップをし、困難な事例や虐待等の権利擁護、そういうことについて専門の職員を活用しまして、ケアをしているところでございます。

次に、総合事業の単価の件でございます。総合事業につきましては、報酬単価を上げると、単純に計算をいたしますと保険料が自動的にアップするという介護保険の制度の仕組みになっております。こちらには、一般会計からのお金を繰り入れすることができないので、保険料を下げるためには基金を使うことしか方法はございません。これから高齢者増が見込まれることを考えますと、保険者としてはその辺のバランスをきちんととりながらかじ取りをすることが重要と考えておりまして、総合的に判断をしているところでございます。また、事業者につきましては、この制度については十分説明をしております、協力をいただいているところでございます。

最後に、障害者施設の件でございます。用地についてということでございますけれども、やはりエリアの問題や環境、また、担い手の問題もあります。さまざまことを総合的に考えまして、今後も施設の充実に取り組んでまいります。

○鈴木ひろ子君 再々質問です。

羽田新ルートですが、予防はどんなに確実にやったとしても、ゼロにはならない。これは誰が考えて

もはっきりしていると思います。私は区長ご自身に答えていただきたいということで質問をしました。この問題は他の問題とは違うんです。区民の命にかかわる問題です。品川が人が住めないまちになるかどうかかかった問題です。だからこそ、区長に答えていただきたいんです。しかも、最近、事故が多発しています。エンジンから火を噴いて緊急着陸、シューターの扉が続けて落ちる、エンジンだけ外して使い回しているという報道もありました。子どもたちの頭上に落ちてきたらどうなるのか。私は、区長は想像したことがあるのかお聞きしたい。そして、飛行を強行しようとする2020年までにあと2年しかありません。だからこそ、今こそ反対表明をしていただきたいと思います。ぜひ区長自身の言葉で答えていただきたい。よろしくお願いいたします。

介護保険です。介護保険ですが、具体的に私は数字を聞きました。品川の区の中につくられたセンターの3職種の人数、そして全体の人数。3,000人から6,000人のところで配置されているというのであれば、その具体的な数字を言ってください。言えないということは、その人数になっていないということなのかというふうなことで疑われてしまいますので、ぜひその具体的な人数をお願いします。

それから、障害者福祉では、障害者福祉施設の整備は23区の中でも本当におくれていまして、それが障害を持った方々の大変な苦勞にもなっているわけです。私は、ことし策定する計画の中にぜひ増設計画を具体化していただきたいと思いますが、改めてお伺いいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（松澤利行君） 傍聴人の皆様に申し上げます。静粛にお願いいたします。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からは、羽田空港の再々質問にお答えいたします。

これまで区民の皆様の不安の払拭に向け、国に対しては繰り返し具体的な説明を求めてきたところでございます。しかしながら、国から示されるものは、語尾が「検討していきたい」、「検討している」、「予定である」といったような、具体的ではなく、いまだ不十分であると区としても考えてございます。今回、新たな説明会の開催についても、国から情報提供があったところでございます。こちらのほうはオープンハウス型でもございますが、こうした動きも踏まえまして、区議会からの意見書にもあるよう、具体的に区民に説明するよう、区としても国に対して改めて強く求めているところでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（松澤利行君） 静粛に願います。

傍聴人の皆様に申し上げますけれども、静粛に願います。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは鈴木ひろ子議員の再々質問についてお答えいたします。

初めに、地域包括支援センターの……

〔発言する者あり〕

○議長（松澤利行君） 静粛に願います。

○福祉部長（永尾文子君） 地域包括支援センターの人員についてでございますけれども、平成28年度の状況で申し上げますと、サブセンター、高齢者福祉課、合わせまして3職種で85人配置しております。先ほどの厚生労働省の基準でいきますと、3職種が51人ということですので、それより上回っているという実績があります。

また、施設整備につきましては、障害児者総合支援施設を、今回、建設を始めておまして、そのほかに民間等の力もかりながら、グループホームの建設も行っているところでございます。今後も障害

者の方のご要望に添うように努力してまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で鈴木ひろ子君の質問を終わります。

次に、渡部茂君。

〔発言する者あり〕

○議長（松澤利行君） 静粛に願います。

〔渡部茂君登壇〕

○渡部茂君 品川区議会自民党・子ども未来を代表して一般質問を始めます。

初めに、品川区のにぎわいづくりについて伺います。

区内各所で行われた夏祭りや盆踊りでは、八潮の地域を歌詞に盛り込んだ品川音頭を踊られる情景を目にしました。地域センターに名を冠している5地域の名称が全て出そろったわけです。夏祭りに限らず、それぞれの地区や商店街、学校単位でさまざまな仕掛けの中でにぎわいを創出しています。本区では、いよいよ来月10月の26、27日に、本区主催による全国シティプロモーションサミットが開催されます。品川区の魅力を数多くのほかの自治体、関係者に対し、また、区民に対しても本区の魅力を発信する絶好の機会となります。7月の総務委員会にて報告がなされ、議論のあったところですので、開催に向けましては準備をしっかりと進めていただき、シティプロモーションサミットの成功を願いますが、ここで伺います。開催自体を区民に周知し、盛り上げていくことについて、具体的にお考えをお聞かせください。

また、重要なのは、開催後にどのように展開していくかだと考えます。例えば、参加自治体に対し、品川区のさらなる取り組みや現状の取り組みの進捗、展開状況や検証などのフィードバックにより、開催区であるがゆえのリーダーシップをとり続けることも必要と考えます。また、大事なのは、区民の皆様が開催の成果をしっかりとお伝えし、さらなる魅力アップを図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

次に、五反田地域のにぎわいについて伺います。

平日は企業にお勤めの方が多く、飲食店は昼夜を問わず大盛況です。また、建て直しの計画があるTOCについても、土休日を中心に来訪者が多く、近隣のにぎわいとなっています。

さて、平成16年に五反田地域の町会、商店会、企業などの地域を代表する横断的なメンバーにより設立された五反田地域街づくり協議会と、本区により平成23年につくられました「五反田駅周辺にぎわいゾーン まちづくりビジョン」を見ますと、さまざまな視点、角度で、この地域の将来について示されております。とりわけ五反田の特性のうち、「豊かな資源のあるまち」として、以下のように示されています。「都内有数のビジネスゾーン、池田山や島津山などの閑静な住宅街。TOCや駅前の大規模商業施設や飲食店街、ゆうぼうとや大学等の文化拠点など、様々な資源が五反田には集積しています。また、地区内を目黒川が流れており、都心における貴重な水辺空間となっています」。

現状を見ますと、IT企業の集積や子育て世代の増加、目黒川のにぎわいづくりなどが挙げられますが、当時と大きく異なるのが、平成27年9月、ちょうど2年前のゆうぼうとの閉館です。ゆうぼうとは山手通りとソニー通りの交差点に位置し、五反田駅から約300メートル、大崎広小路駅に隣接する好立地に、結婚式も行える大小さまざま宴会場や、宿泊、飲食施設、何よりもコンサートやバレエの開催できる多目的ホールが備えられ、地域のにぎわい創出に寄与できる施設でした。

ゆうぼうと跡地についてですが、地域におきましてさまざま憶測が流れました。ゼネコンによる再開発や病院の建設、ホテルの建設などがあったかと記憶しています。しかしながら、原点に戻り考えてみ

ますと、さきに述べましたように、文化拠点としての「ゆうぼうと」としての願いが地域の方々から挙がっています。

ここで質問します。ゆうぼうと跡地についての現況をお知らせください。また、かつての多目的ホールのような文化施設の設置可能性についてもお知らせください。地域のご要望とともに、私どももこの地域にさまざまな活用が可能なホールが必要と考えます。土地権利者のご意向もあると思いますが、区も積極的にかかわるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

次に、大井町駅から至近の東芝病院について伺います。

東芝病院は区民にとって、また、区の施策上も重要な区内病院の一つです。本年2月に区議会では、株式会社東芝宛てに、東芝病院存続に向けての意見書提出をしました。半年前では、先方より「売却意思はない」との話でしたが、現状はどのようになっていますでしょうか。

区内には、西大井4丁目に企業迎賓館とも言うべき東芝会館があり、こちらも近隣の住宅地に調和し、緑の多い施設と承知しております。港区高輪に所在します同等施設の東芝山口記念会館は、既に昨年売却されていると聞いています。これらの施設につきましても、地元を中心にさまざま憶測が流れております。

質問します。2か所の現状について、おわかりの範囲で構いませんので、お教えてください。また、どのような状況であったにせよ、東大井の現地に病院の存続は必要不可欠です。こちらについてのお考えもお聞かせください。

次に、東急池上線開通90周年について伺います。

9月6日に耳を疑うようなニュースが飛び込みました。10月9日（月曜日）体育の日の祝日に、東急池上線全線を1日無料乗車にするというものです。区内駅ですと、五反田から旗の台までの5駅。全国的に有名な商店街の中にある戸越銀座駅、幾つもの商店街に囲まれた荏原中延駅、魅力ある飲食店が多数あり、乗換駅でもある旗の台駅では、当日、多数の乗降が見込まれます。急な話ではあるものの、東急電鉄の奇想天外、勇氣ある決断、実行に敬意を表するとともに、この上ないにぎわいづくりのチャンスが舞い込んでまいりましたので、品川区といたしましても、何かかわりが持てないものかと考えております。以来、マスコミにおきましても、さまざまな媒体で、イベントそのものや、池上線沿線についても報じられており、昨年、多摩産材を用いて戸越銀座の駅が改築されたことを一連の報道の中で知った区民もおりました。

質問します。今回の池上線1日無料運転に関する情報提供はいつごろあったのでしょうか。地域のにぎわいを創出すべく、地元商店街などの対応はどのようになっているのでしょうか。区のかかわり、また、商店街等への支援体制はどのようになっているのでしょうか。品川区と大田区にまたがる路線です。大田区との連携はあるのでしょうか。ぜひこの機会を捉え、品川の魅力発信に努めていただきたく、それぞれご所見をお聞かせください。この先も区民の皆様が、そして、品川区に来訪される多くの方も、「笑顔あふれるまち品川」であり続けるようお願い、次の質問に移ります。

続きまして、品川の教育について伺います。

平成12年、教育改革プラン21の本格実施、平成18年、小中一貫校日野学園の開校など、品川区は着実に歩みを重ね、国の制度を動かし、昨年度からは9年間継続した義務教育を行う義務教育学校が誕生しました。この間の教育関係者、行政関係者の不断の努力と、地域や保護者のご理解、ご協力があつて成り立っていることは言うまでもありませんが、この先も立ちどまることなく、その時代に合った児童・生徒への教育を行っていかねばなりません。

この制度のもと、平成19年に当時の若月教育長より、「小中一貫教育をはじめ教育改革を着実に推進する上で、区立学校の適正な教育環境を確保する方策について」が品川区学事制度審議会に諮問をかけ、翌年11月に答申がされました。今から10年前に、来る少子化を見据えた今後の教育環境構築に向けたもので、当時は小学校で平成27年度、中学校で平成32年度をピークと見ておりましたが、予測が難しかった大規模住宅開発や交通利便向上など、多くの要因により、品川区における少子化は先送りとなり、今では年少人口のピークが平成38年とされております。

このような状況下で、現在、学校によっては、施設規模を超える就学人口が通学区域に居住するケースも見受けられ、我が会派では、喫緊の課題として、新たな学事制度審議会の設置を求め続け、昨年度より課題解決に向けた審議が始まり、間もなく中間答申がなされることは承知しています。

ここで質問をいたします。今回の学事制度審議会の主たる目的は何でしょうか。また、そのために答申後、速やかに施策を行う必要があると考えるのですが、どのような事業を、どのようなスケジュールで行っていくのでしょうか。今回の審議会では、各町会、自治会長宛てにアンケートも実施をされています。ということは、速やかに報告をする必要があるとも考えます。また、保護者や地域全体に対しても方向性を示す必要があると考えます。それぞれお答えをください。

昨年、教育ルネサンスがスタートをいたしました。着実に施策を行うためにも、今回の答申を受けた後に、速やかに施策を起こすべきと重ねて申し上げます。

次に、コミュニティ・スクールについて伺います。

先行実施が始まり、いよいよ来年度からは全校実施が開始となります。学校経営にかかわる業務の一部を、その地域や学校に精通される方、いわゆるスクールコーディネーターとして非常勤で携わることで、学校支援地域本部の核となり、校区協働委員会との連携で、子どもたちの周りで起こっているさまざまな課題解決に寄与すると期待しています。

ここで質問をいたします。本年度実施をスタートした学校における課題、本格実施に当たっての修正点などがありましたら教えてください。例えば、スクールコーディネーターの横のつながり、ボランティア探しの連携や学校を超えた人材確保などが考えられますが、あわせてお聞かせください。

次に、新学習指導要領について伺います。

さきの改訂では、マスコミ等で報じられました中でのゆとり教育の脱却であったと記憶しております。当時、品川区では、プラン21のもと、平成17年から独自の品川区小中一貫教育要領のもと、児童・生徒の教育に当たってまいりました。さて、今改訂では、かねてより会派より要望してまいりました、子どもたちが未来を切り開くための資質・能力の確実な育成、また、道徳教育の充実、体験活動の重視、体育、健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成が行われます。

ここで質問します。教育委員会は、今回の改訂をどのように捉えられているのでしょうか。品川区立学校教育要領はどのように改訂をされるのでしょうか。また、来年度からは、道徳が「特別の教科 道徳」として行われてまいりますが、区の市民科の中でどのように充実・発展させていくのかお聞かせください。

品川の教育施策を着実に実行し、確かな学力の定着、社会の中で生き抜く力、心身ともに健やかな成長、そして、これからも品川の教育が子どもたち本位のものとして、さらなる充実を図り、また、地域の核となるべく愛され、支えられる学校であり続けられるようお願い、次の質問に移ります。

働き方改革を支える保育に関する品川区行政について伺います。

政府では、昨年9月、働き方改革実現会議を設置し、本年3月には働き方改革実行計画が公表され、

大きく13の計画が示されました。早速社会は反応し、とりわけプレミアムフライデーはマスコミにおいても大きく取り上げられました。これからも、企業においてもさまざま取り組みが行われるようになってくるでしょう。この13の計画の中で、8番目に、子育て・介護などと仕事の両立、障害者の就労が掲げられており、これらの支援策の充実と活用促進がうたわれています。とりわけ、この項目に注視いたしますと、品川区が取り組まなければならない課題も多々あるように感じられます。

この中で記されております、他の自治体において大きな社会問題となっている小1の壁、いわゆる学童保育にかかわる問題については、品川区では、スマイルスクールの全校実施により、6年生まで希望があれば5時まで、また、就労等、事情がある場合は7時まで過ごすことができます。この制度に救われている保護者は多くいらっしゃいます。保育についても、待機児童の解消や在宅の子育て支援に向け、全力で区は取り組まれておりますことは承知しています。しかしながら、認可保育を希望される方々はまだ増え続けているのが現状です。

ここで保育についての質問をいたします。昨今の状況に合わせ、入園にかかわる審査項目について検証を行い、制度改正を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。例えば正規雇用においても、就労時間の短縮や育休・産休の日数変更、また、個人事業の多様化などもあり、それに見合った改正が必要なのではないでしょうか。入園審査についての見直しの考えをお聞かせください。

次に、先日報道されました小規模保育事業の年齢拡大について伺います。

5歳まで延長されると報道がなされました。こうなりますと、区が行ってまいりました保育施策に影響を及ぼすと考えますが、現在の小規模保育事業数ならびに定員数をお示しいただき、制度や費用など、現状考えられる影響についてお教えください。

ポイントを絞り質問いたしました。「子育てするなら品川区」をめざし、子育て支援の充実を願い、次の質問に移ります。

最後に、コミュニティ放送局について伺います。

品川区では、平成8年にケーブルテレビ品川が開設し、現在も区民向け情報発信を続けており、区民にとりましても、なくてはならないチャンネルに成長してまいりました。区内全体的な話題だけではなく、地域や商店街、学校など、細かい単位での情報発信がなされ、区民の多くが画面に登場する機会もあり、ついチャンネルを合わせてしまう皆様も多いのではないのでしょうか。とりわけ、緊急時には必要な情報を流し続けられるといった強みもあります。昨今のゲリラ豪雨時などは、目黒川、立会川の水位表示において、近隣住民に注意を促し続けます。これも地域のケーブルテレビだからできる大きな特色で、ここに大きな存在意義があります。

しかしながら、いざ災害等発生した場合で、もし停電でもしていれば視聴は不可能であり、正しい情報伝達に支障を来すおそれがあります。

ここで改めて要望をいたします。我が会派より、これまでも要望を続けてまいりました、コミュニティFM局の開設について求めます。平成7年、阪神・淡路大震災を契機に、災害時においてコミュニティ放送が大きな役割を担うことが期待され、新規開局が増え、本年4月現在、総務省によると305局あり、日本民間放送連盟研究所が行った「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」によると、被災当日から3日間はテレビや新聞、口コミなどを抑え、役に立ったメディアとしてラジオが挙げられています。

都区内においては、既に6区において開局がされ、地域向け放送が行われており、それぞれが行政と防災協定を締結し、災害時の情報伝達手段としての活用が期待されています。

しかしながら、免許申請から開局には、多くの障害、クリアしなければならない課題があることも事実です。放送法による会社設立出資比率や、近接で干渉しない、あいている電波の問題、会社経営上の問題、電波基地など、ハードルが高いことは承知しております。

現在、ケーブルテレビ品川の筆頭株主である東急電鉄では、横浜市青葉区においてコミュニティFM局を開設しております。これらのノウハウを品川区でも生かしていただきたく、将来の開局に向け、共同で調査・研究をまず進められたいと考えますが、いかがでしょうか。一つ一つ課題を解決し、開局できるよう進めていただきたいと要望いたしますが、区のご見解をお聞かせください。

以上で一般質問を終了します。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、シティプロモーションサミットに関するご質問にお答えを申し上げます。

都内初の開催となる今回のサミットには、全国から多くの自治体関係者が集うことから、品川区の魅力を広く発信するとともに、区民の誇りと愛着を高める絶好の機会と捉えております。そこで、区民の皆様には、広報しながわやホームページ、会場のきゅりあんや大井町駅などで積極的にPRを行ってまいります。また、地域の各団体にも参加を呼びかけ、サミット開催の機運を一層盛り上げてまいります。

次に、サミット終了後は、ホームページ等を通じて、講演やセミナーなどの内容を広く紹介するとともに、参加自治体へ品川区のプロモーション情報の提供を行うことで、関係をつなげてまいります。また、サミットを契機に、他自治体のよい事例を参考とするなど、区の魅力発信の充実につなげ、区民の区への愛着と誇りを高めるシティプロモーションをさらに推進してまいります。

次に、ゆうぼうと跡地の活用についてお答えを申し上げます。

ゆうぼうとは、現在、建物の解体を行っているところであり、完了後は、日本郵政株式会社自らによる開発を行う計画と確認をしております。従前、1,800席余のホールを有したゆうぼうとですが、今回の開発で日本郵政は、ホールについて、「建設コストや運営経費などの観点から設置は難しい」との考えを示しております。しかしながら、地域からのホール建設への強い要望もあり、また、区といたしましても、五反田地域の文化やにぎわいの発展のために、費用的な面も考えながら、日本郵政とホール設置について協議を進めてまいります。

次に、東急池上線開業90周年についてですが、10月9日に予定されております池上線1日無料運転は、現在、東京急行電鉄が進めております「東急池上線沿線活性化プロジェクト」の取り組みの一つであります。このプロジェクトに関しましては、ことしの5月に東急からの協力の打診があり、区内の池上線沿線地域の魅力PRやにぎわい創出などに効果が見込めることから、区としても協力しているものであります。しかし、東急から、9月6日実施の記者説明会で発表するまでは、情報を公表しないよう要請を受けておりましたために、区からの情報提供は控えていたものであります。

次に、地元商店街への対応についてですが、品川区商店街連合会と連携し、池上線沿線商店街を対象に、イベント実施に関する助成等の情報提供や各商店街での取り組みについて調整を行うなど、実施に向けた準備を行っております。

また、大田区との取り組みといたしましては、統一デザインフラッグやポスターの掲示、個店協賛キャンペーンなど検討を重ねており、それぞれ区・区商連間の連携を十分図りながら対応する予定であります。

区といたしましては、このプロジェクトでの連携だけでなく、シティプロモーションや観光振興の取

り組みを通して、今後も区の魅力発信に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、教育に関するご質問にお答えします。

まず、学事制度審議会の主たる目的についてですが、就学人口の急増や義務教育学校の法制化など、学校を取り巻く環境の大きな変化への対応とともに、品川教育ルネサンスの理念・方向性を踏まえた、これからあるべき制度を検討することと考えています。

また、審議された内容を実施していくスケジュールについては、審議会から今年度末に最終答申を受けた後、学区域の見直しや学校選択制などの重要課題について、時期を逸することのないよう、施策として具体化していきたいと思えます。

なお、町会長、自治会長の皆さんにご協力いただいたアンケート調査の結果については、できるだけ早い時期にご報告できるよう、現在、まとめの作業を進めております。さらに、地域や保護者の方々に答申の内容をご理解いただくことは非常に重要と考えており、その周知についても今後丁寧に進めてまいります。

次に、品川コミュニティ・スクールについてです。

本年度開始した学校からは、保護者・地域への周知や学校地域コーディネーターの具体的な役割分担など、主に初期段階としての課題が挙げられています。2年目の学校においては、多くの成果が報告されておりますが、やはり同様の課題はあり、全校実施に当たっては、コーディネーター連絡会を通して、各校が直面する課題を情報共有しながら解決していくことが大切であると考えております。

今後、品川コミュニティ・スクールを充実させるためには、議員ご指摘のとおり、ボランティアの人材確保も重要な課題です。まずは、中学校区をまとまりとしたコーディネーターの連携を強化し、地域人材活用の共有化を進めてまいります。

最後に、新学習指導要領についてです。

今回の改訂は、社会に開かれた教育課程の実現や高等学校を含めた12年間の一貫した学びを通して、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を児童・生徒に確実に育むことをめざしています。これは、本区が進めている地域とともにある学校づくりや、全国に先駆けて推進してきた一貫教育の方向性と合致するものです。

また、品川区立学校教育要領ですが、現在、品川教育検討委員会および各教科等検討部会で改訂作業を進めており、今年度中に策定し、平成32年度から本格実施する予定です。特に、本区独自の教科である英語科や市民科については、時数を増やすなど、学習内容の一層の充実を図ってまいります。

なお、市民科におきましては、これまで使っている教科書にあわせて、道徳の教科書も活用しながら、道徳的な実践意欲と態度を育てるとともに、国際理解など、現代の課題に対応する授業の開発を進め、これからの社会を生き抜く力を児童・生徒に育んでまいります。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、株式会社東芝が所有する施設およびコミュニティFMに関するご質問にお答えいたします。

初めに、東芝病院についてですが、本年2月に区と区議会の双方から存続に関して意見書を提出したところではありますが、その後もさまざまな観点から検討がされていると聞いているところです。区としても、区内で数少ない分娩可能な病院の一つであることや、災害時の緊急医療救護所であることな

ど、当院が地域において重要な役割を担っていることから、その機能の維持がなされるよう、今後も引き続き強く申し入れを行ってまいります。

次に、東芝会館であります。議員ご指摘のとおり、緑豊かなたたずまいで、地域の景観とも調和した施設として活用されてまいりました。このたび、東芝から現状維持のまま別の企業に譲渡され、引き続き企業の迎賓館として使用されるとの情報を得ているところであります。

次に、コミュニティFMにつきましては、市販のFMラジオやカーラジオなどを通して、地域の実情に応じた情報を身近に伝えることができ、特に災害時には有用な情報発信手段であると認識しております。

これまでも、区での開局に対するご意見もございましたが、利用可能な周波数の確保が困難であることなどから、実現に向けた検討には至っておりませんでした。しかし、平成26年に国が関東地方に新たな周波数の割り当てをするなど、コミュニティFMに関する規制緩和が行われました。

こうした状況もあることから、放送局の開設の可能性が出てまいりましたが、議員ご指摘のようなさまざまな課題もあることから、他自治体の事例なども分析の上、検討を進めてまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、働き方改革を支える保育についてのご質問にお答えいたします。

まず、入園審査の見直しですが、この間、国が進める働き方改革の影響などから、育児短時間勤務を就学前まで希望する保護者が増加しております。これまでは、育児短時間の実施を法で義務づけている2歳まで、時短を考慮した審査を実施してきましたが、保護者のニーズや女性活躍推進法等の趣旨を踏まえ、育児短時間の考慮については3歳以上についても適用したいと考えております。今後も、社会状況や法令の制定等を考慮した入園審査の実施に努めてまいります。

次に、小規模保育事業ですが、現在21園、定員の合計は263名でございます。3歳以降につきましては、行動範囲が広がることから、小規模保育では対応が難しい面があります。3歳以降は連携した認可保育園に移ることを基本に調整を進めております。

○議長（松澤利行君） 以上で渡部茂君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくものとして、平成28年度財政健全化判断比率報告書、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告2件、品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項の規定による債権の放棄について、監査委員から、平成29年度前期一般監査の結果について、平成29年5月から7月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第12までの11件を一括議題に供します。

日程第2

第60号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第61号議案 品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第62号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第63号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例

日程第6

第64号議案 (仮称) 平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約

日程第7

第65号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約

日程第8

第66号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約

日程第9

第67号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約

日程第10

第68号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約

日程第11

第69号議案 天王洲公園A B面他改修工事請負契約

日程第12

第70号議案 書架・カウンター等の買入れについて

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第60号議案、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、西大井駅区営自転車等駐車場における混雑の緩和を図るため、当該区営自転車等駐車場を拡張するものであります。

本条例は、平成30年3月1日から施行するものであります。

次に、第61号議案、品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第62号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」等が改正されたことに伴い、補償基礎額の扶養加算額および介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第63号議案、品川区立図書館条例の一部を改正する条例について。

本案は、大崎図書館について、施設の老朽化等に伴い、北品川五丁目地区に建設中の介護老人保健施設、回復期リハビリテーション病院等から成る複合施設の2階部分に移転することから、その位置を現

在の「大崎二丁目4番8号」から「北品川五丁目2番1号」に改めるとともに、現在、校舎改築工事を行っております芳水小学校内に大崎図書館分館を設置するものであります。

本条例中、大崎図書館の移転に係る改正規定は平成30年6月1日から、大崎図書館分館の設置に係る改正規定は教育委員会規則で定める日から施行するものであります。

次に、第64号議案、（仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約について。

本案は、平塚シルバーセンターの跡地に、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、（仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設を新築する工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億7,810万円、契約の相手方は品川区西五反田七丁目1番9号五反田HSビル、立建設株式会社東京支店、取締役支店長、山下敏雄、支出科目等は、平成29年度一般会計、平成30年度債務負担行為であります。なお、工期は契約締結の日の翌日から平成31年1月31日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第65号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約について。

本案は、城南小学校の校舎および城南幼稚園の園舎について、施設の老朽化が進んでいることから、小学校と幼稚園から成る新たな施設を建築する工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は49億3,560万円、契約の相手方は渋谷区渋谷一丁目16番14号、東急・小川・加地・ライフシステム建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社首都圏建築支店、執行役員支店長、池戸正明で、工事の概要は別添図面のとおりであります。

なお、本議案から第68号議案までの4議案の支出科目等は、平成29年度一般会計、平成30年度および平成31年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から平成32年2月14日までであります。

次に、第66号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約について。

本案は、同施設の給排水衛生設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億7,540万円、契約の相手方は品川区西五反田七丁目22番17号TOCビル6階、新菱テク・三協建設共同企業体、代表者、新菱テクニカルサービス株式会社品川営業所、品川営業所長、松浦弘和であります。

次に、第67号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約について。

本案は、同施設の空気調和設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億9,290万4,000円、契約の相手方は品川区上大崎一丁目2番8号、横河・末弘建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社、代表取締役、田中博行であります。

次に、第68号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は4億3,956万円、契約の相手方は品川区北品川一丁目9番2号、八千代・千代田総合建設共同企業体、代表者、八千代電設工業株式会社東京支店、取締役常務執行役員支店長、大江武志であります。

次に、第69号議案、天王洲公園AB面他改修工事請負契約について。

本案は、天王洲公園の野球場AB面等について、施設の老朽化が進んでいることから、人工芝の張りかえ等の改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億4,257万6,000円、契約の相手方は品川区豊町六丁目18番2号、東光・西村建設共同企業体、代表者、東光園緑化株式会社品川営業所所長、中島学で、

支出科目は平成29年度一般会計であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成30年2月28日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第70号議案、書架・カウンター等の買入れについて。

本案は、先ほどご説明いたしました、大崎図書館の移転に伴い、当該図書館において使用する書架・カウンター等の業務用製品の買入れを行うものであります。

種類および数量は、図書館業務用製品一式で、買入れ価格は5,512万6,000円、契約の方法は制限付き一般競争入札、契約の相手方は品川区大井一丁目53番9号、株式会社マルエー、代表取締役、松本光徳、支出科目は平成29年度一般会計、納期は契約締結の日から平成30年3月30日までであります。

以上で11議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

日程第2および日程第3の2件につきましては建設委員会に、日程第4および日程第5の2件につきましては文教委員会に、日程第6から日程第12までの7件につきましては総務委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第13を議題に供します。

日程第13

第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第59号議案、平成29年度品川区一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新規事業や国庫支出金等に連動して追加計上が必要となった経費を対象として編成いたしました。

補正額は、歳入歳出とも1億5,510万円を追加し、総額を1,653億5,122万6,000円とするものであります。

歳入。第13款国庫支出金は1,728万円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、子ども・子育て支援整備交付金の新規計上および防災・安全交付金等の追加であります。

第14款都支出金は2,233万円の増額で、障害者施策推進包括補助金等の追加、病児保育施設整備費補助金の新規計上であります。

第16款寄附金は20万円の増額。第18款繰越金は1億1,529万円の増額であります。

続いて、歳出。第2款総務費は1,810万円の増額で、住民情報システム運営費、指定寄附金を活用した選挙啓発費の追加であります。

第3款民生費は4,800万円の増額で、障害者・障害児施設に対する防犯設備の設置費助成、病児保育施設に対する開設経費助成の新規計上であります。

第5款産業経済費は2,200万円の増額で、都市型観光プラン推進事業の追加。第6款土木費は6,700万

円の増額で、細街路拡幅整備事業の追加であります。

以上で第59号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

日程第13の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第14から日程第17までの4件を一括議題に供します。

日程第14

平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第15

平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第16

平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第17

平成28年度品川区介護保険料特別会計歳入歳出決算

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔会計管理者齋藤信彦君登壇〕

○会計管理者（齋藤信彦君） 平成28年度品川区各会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定により、監査委員の審査に付し、そのご意見を添えて議会のご認定を仰ぐものであります。このため、決算書とともに監査委員の審査意見書を提出しているほか、主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金運用状況報告書を提出いたしております。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1,662億4,150万9,267円、歳出決算額は1,609億4,504万2,340円で、差引残額52億9,646万6,927円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款特別区税は469億5,365万2,440円で、予算現額に比べ26億2,505万2,440円の増であります。

第2款地方譲与税は5億3,233万2,001円であります。予算現額に比べ1,233万2,001円の増であります。

第3款利子割交付金は1億6,437万8,000円で、予算現額に比べ1,562万2,000円の減であります。

第4款配当割交付金は5億3,713万9,000円で、予算現額に比べ1億4,286万1,000円の減であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は3億1,334万4,000円で、予算現額に比べ2億665万6,000円の減であります。

第6款地方消費税交付金は102億5,538万9,000円で、予算現額に比べ4,461万1,000円の減であります。

第7款自動車取得税交付金は2億4,194万2,000円で、予算現額に比べ7,194万2,000円の増であります。

第8款地方特例交付金は1億5,563万1,000円であります。

第9款特別区交付金は409億9,288万6,000円で、予算現額に比べ11億9,288万6,000円の増であります。

第10款交通安全対策特別交付金は3,186万5,000円であります。

第11款分担金及び負担金は29億7万1,540円で、予算現額に比べ4,439万7,460円の減であります。

第12款使用料及び手数料は40億4,386万2,539円で、予算現額に比べ1億7,394万4,461円の減であります。主な収入は、区民住宅使用料、道路占用料および廃棄物処理手数料であります。

第13款国庫支出金は301億9,043万3,199円で、予算現額に比べ30億2,085万2,801円の減であります。主な収入は、生活保護費、児童手当給付金および社会資本整備総合交付金であります。

第14款都支出金は135億4,490万1,504円で、予算現額に比べ3億4,960万5,496円の減であります。主な収入は、待機児童解消区市町村支援事業補助金、都市計画交付金であります。

第15款財産収入は9億1,834万8,914円で、主なものは地所賃貸料であります。

第16款寄附金は3,029万8,497円で、主なものは社会福祉指定寄附金であります。

第17款繰入金は45億6,383万9,000円で、主なものは社会福祉基金繰入金であります。

第18款繰越金は50億5,026万5,350円であります。

第19款諸収入は48億2,093万283円で、主なものは排水施設建設費収入およびリサイクル資源売払収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款議会費は8億967万7,169円であります。

第2款総務費は220億8,821万5,609円で、翌年度に2,790万6,000円を繰り越しました。不用額は12億1,832万9,246円で、主なものは一般管理費における職員手当等の残であります。

第3款民生費は714億1,959万2,956円で、翌年度に8億5,775万9,000円を繰り越しました。不用額は28億336万6,044円で、主なものは生活保護費における扶助費の残であります。

第4款衛生費は110億3,350万9,709円であります。不用額は4億3,332万1,291円で、主なものは公害保健費における扶助費の残であります。

第5款産業経済費は23億5,337万3,873円であります。不用額は3億1,914万4,127円で、主なものは中小企業対策費における負担金補助及び交付金の残であります。

第6款土木費は354億109万688円で、翌年度に18億232万円を繰り越しました。不用額は16億9,261万8,705円で、主なものは建築行政費における負担金補助及び交付金の残であります。

第7款教育費は157億35万6,831円であります。不用額は8億9,976万5,169円で、主なものは学校管理費における需用費の残であります。

第8款公債費は21億3,922万5,505円であります。不用額は606万4,495円であります。

第9款予備費には支出済額はございません。

以上が一般会計であります。

続きまして、国民健康保険事業会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は437億2,678万3,386円、歳出決算額は423億3,386万9,273円で、差引残額13億9,291万4,113円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款国民健康保険料は103億2,088万3,743円で、予算現額に比べ1億5,221万6,743円の増であります。

第2款使用料及び手数料は8万5,500円であります。

第3款国庫支出金は75億2,004万1,413円で、予算現額に比べ7,334万4,587円の減であります。

第4款療養給付費等交付金は5億7,752万7,643円で、予算現額に比べ3,051万357円の減であります。

第5款前期高齢者交付金は79億1,291万9,062円であります。

第6款都支出金は22億6,038万4,783円で、予算現額に比べ6,694万8,217円の減であります。

第7款共同事業交付金は100億8,179万847円で、予算現額に比べ7億9,780万153円の減であります。

第8款繰入金は39億4,052万8,944円で、一般会計からの繰り入れであります。

第9款繰越金は10億6,967万4,302円あります。

第10款諸収入は4,294万7,149円で、主なものは一般被保険者返納金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は6億9,134万8,079円あります。不用額は7,267万7,921円で、主なものは一般管理費における委託料の残であります。

第2款保険給付費は240億4,015万2,010円あります。不用額は12億5,868万5,990円で、主なものは一般被保険者療養給付費における負担金補助及び交付金の残であります。

第3款老人保健拠出金は14万404円あります。

第4款後期高齢者支援金等は47億5,357万2,567円あります。

第5款前期高齢者納付金等は344万713円あります。

第6款介護納付金は19億9,437万4,544円あります。

第7款共同事業拠出金は102億5,536万399円あります。不用額は6億2,523万7,601円で、主なものは保険財政共同安定化事業拠出金における負担金補助及び交付金の残であります。

第8款保健事業費は3億3,903万9,276円で、不用額は3,976万5,724円で、主なものは特定健康診査等事業費における委託料の残であります。

第9款諸支出金は2億5,644万1,281円あります。

第10款予備費には支出済額はございません。

以上が国民健康保険事業会計であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は77億4,494万1,918円、歳出決算額は76億8,670万1,991円で、差引残額5,823万9,927円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款後期高齢者医療保険料は38億530万4,278円で、予算現額に比べ2,332万2,278円の増であります。

第2款使用料及び手数料は1,800円あります。

第3款広域連合支出金は3,494万7,801円で、予算現額に比べ279万8,199円の減であります。

第4款繰入金は36億5,488万8,000円で、一般会計からの繰り入れであります。

第5款繰越金は5,982万8,162円あります。

第6款諸収入は1億8,997万1,877円で、主なものは葬祭事業費受託収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は1億6,506万4,107円あります。

第2款分担金及び負担金は71億8,254万2,137円あります。

第3款保健事業費は1億9,265万4,647円あります。不用額は2,759万1,353円で、主なものは健康診査費における委託料の残であります。

第4款保険給付費は1億4,014万円あります。

第5款諸支出金は630万1,100円で、これは保険料還付金であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が後期高齢者医療特別会計であります。

最後に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は231億1,661万423円、歳出決算額は229億1,886万4,846円で、差引残額1億9,774万5,577円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款保険料は51億6,872万4,985円で、予算現額に比べ3,170万7,015円の減であります。

第2款使用料及び手数料は4,500円であります。

第3款国庫支出金は48億5,929万7,554円で、予算現額に比べ2億7,946万2,446円の減であります。

第4款支払基金交付金は60億8,150万7,903円で、予算現額に比べ2億7,512万4,097円の減であります。

第5款都支出金は33億1,820万2,946円で、予算現額に比べ1億5,988万4,054円の減であります。

第6款財産収入は18万5,429円あります。

第7款繰入金は33億6,297万9,740円で、これは一般会計と基金からの繰り入れであります。

第8款繰越金は3億1,399万7,474円あります。

第9款諸収入は1,170万9,892円で、主なものは介護予防事業に係る各種負担金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は4億8,731万5,988円あります。

第2款保険給付費は207億6,345万1,499円あります。不用額は8億5,460万501円で、主なものは施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の残であります。

第3款地域支援事業費は14億3,990万2,495円あります。

第4款基金積立金は2,472万2,060円あります。

第5款諸支出金は2億347万2,804円あります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が介護保険特別会計であります。

以上で各会計歳入歳出決算の説明を終わります。何とぞ各会計決算をご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されています。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。

本動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります決算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員は名簿のとおり選任することに

決定いたしました。

この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、第一委員会室に委員会を招集いたします。会議の進行上、暫時休憩いたします。

○午後2時48分休憩

○午後2時59分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

決算特別委員会委員長・鈴木真澄君、副委員長・つる伸一郎君、副委員長・石田ちひろ君、以上のとおりであります。

次に、日程第18を議題に供します。

日程第18

議員派遣の件

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付の文書のとおり、第79回全国都市問題会議にこんの孝子君を派遣したいと思います。

本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件は、議員派遣の件に記載のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、本件は議員派遣の件に記載のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、日程第19を議題に供します。

日程第19

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、同表の特別委員会付託分にあります平成29年請願第9号につきましては、行財政改革特別委員会に付託いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、文書表の特別委員会付託分のとおり、平成29年請願第9号につきましては、行財政改革特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、10月18日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は10月19日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時01分散会

議 長	松 澤 利 行
副議長	こんの 孝 子
署名人	石 田 秀 男
同	石 田 ちひろ